

調査報告

弁護士過疎地域における  
法律相談センターおよび  
公設弁護士事務所の機能に関する  
実態調査

菅 原 郁 夫

もくじ

I はじめに——調査の目的と構造

- 1 調査の目的
- 2 調査の構造

II 回収状況

- 1 回収状況
- 2 重複回答者について

III 調査結果の概要

- 1 法律関連意識の変化
- 2 法律相談利用意思の変化
- 3 法律相談の認識度と情報経路

IV 調査結果からの示唆と今後の展望

- 1 調査結果からの示唆
- 2 今後への示唆

付録 峰山町2003年調査票

## I はじめに<sup>1</sup>——調査の目的と構造

### 1 調査の目的

この調査の目的は、これまで法的サービスの提供の少なかった弁護士過疎地域に法律相談センターや公設弁護士事務所を設置することの意義を実証的に検証することである。

弁護士過疎地域に法律相談センターや公設弁護士事務所が設置された場合に予想される地域社会への影響として、もっとも端的なものとしては、①法律相談センター等からの法的情報の提供による訴訟数の増加が考えられる。しかし、そのような可視的な変化の他にも、②法律相談を通じての法意識の高まりや法制度評価の改善といったより内的な変化が生じることも考えられる。そして、それが、結果として長期的には訴訟数の増加を導くことも考えられる。

この調査は、特に後者の影響に焦点を絞り、法律相談センターや公設弁護士事務所の設置が地域社会の法意識や紛争解決行動に与える影響を客観的に計測することを試みるものである。

### 2 調査の構造

この調査は、法律相談センターおよび公設弁護士事務所開設地区における一般市民を対象にした意識調査である。調査は、京都府峰山町および沖縄県石垣市において、1999年3月、2000年10月、2002年11月の合計3回にわたって行われた。この間、両地区においては、1999年4月には法律相談センターが開設され、さらに、石垣市においては、2001年4月

1 本調査は、日弁連法律相談センターからの委託研究としてなされたものである。この委託研究は、神戸大学の樋村志郎教授との共同研究であるが、本調査報告はもっぱら菅原の責任において作成したものである。そのため、その公表は菅原の責任において行うものである。

に、峰山町では2002年10月に隣接の宮津町に、それぞれ公設弁護士事務所が開設されている。法的サービスが不足していた地域に徐々に法情報が付加されていく過程をトレースし、弁護士過疎地域における法律相談センターの開設前後、公設弁護士事務所の開設の前後の地域住民の意識を比較することによって、法律相談センターや公設弁護士事務所設置の意義を探ることが本調査の目的である。

調査での質問事項は、①法関連意識一般、②法律問題が生じた場合の相談の有無やその相手、③法律相談センターや公設弁護士事務所を知るに至った経緯、④法律相談の希望の有無とその理由（使わない理由）などを尋ねた<sup>2</sup>。いずれの項目に関しても、法律相談センター開設前後、あるいはその後の公設弁護士事務所の開設前後で回答に変化が生じるか否かを見ることによって、法的サービスの提供が地域住民の意識に及ぼす影響について検証を試みた。とくに、法関連意識一般に関しては、質問対象を法、訴訟、裁判所、弁護士に関する意識にわけ、どのような場面に法律相談センターや公設弁護士事務所設置の効果が生じるかを細部にわたり計測することを試みた。

## II 回収状況

### 1 回収状況

調査は、第1回から第3回までいざれも、各地区それぞれの選挙人名簿（20才以上の男女）から任意に抽出された1000名に対して、無記名郵送方式で行われた。回収状況は、下記の表に示すとおりである。

---

2 実際の質問紙では、このほかに紛争解決観に関する質問もなしているが、それらに関しては、第1回から第3回の調査の間に回答値にほとんど変化がないことからここでは説明を割愛する。

〈30〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

【表1 第1回調査の回収状況】

	配布数	回収数	回収率
峰山町	1000	453	45.3%
石垣市	1000	317	31.7%
合計	2000	770	38.5%

【表2 第2回調査の回収状況】

	配布数	回収数	回収率
峰山町	1000	472	47.2%
石垣市	1000	309	30.9%
合計	2000	781	39.1%

【表3 第3回調査の回収状況】

	配布数	回収数	回収率
峰山町	1000	470	47.0%
石垣市	1000	322	32.2%
合計	2000	792	39.6%

いずれの調査も回収率は35%を越えており、郵送調査であることを勘案すると比較的良好な回収状況といえる。とくに峰山町に限った場合にはいずれも45%を越える回収率であり、調査の信憑性はかなり高いものといえる。

## 2 重複回答者について

第2回以降の調査にあたっては、第1回の調査の回答者が再び回答となる可能性があったが、送り状には、その場合も過去の回答との一貫性に配慮する必要はなく、現在の気持ちを書くように指示している。た

だし、いずれの回答が2回以上調査対象となった者の回答であるかは確認していない。

### III 調査結果の概要

#### 1 法律関連意識の変化

調査票の前半においては、法律自体に関する評価、訴訟（裁判）に対する評価、裁判所に対する評価、弁護士に対する評価といった法および法制度に対する評価に関する質問を行った。質問はそれぞれにつき、意識レベル、機能評価レベル、行動・意図レベルにわけて設定し、どのレベルの評価に変化が生じるかを計測している。【表4】は、第1回調査の質問配置を示したものである。第2回以降の質問配置は若干修正された点を除き、基本的には第1回の質問と同じ構造になっている。

【表4】第1回調査の質問配置

		項目1	項目2	項目3	項目4
		法意識	訴訟評価	裁判所評価	弁護士評価
意識レベル					
	認識度	1, 2	1, 2	1, 2	1, 2
機能評価レベル					
	有効性評価	3,	8,	8,	11,
	妥当性・常識性評価	4,	9,	4,	6,
	正当性評価	5, 8	10,	5,	10,
	公正性評価	7,	6, 7	6,	9,

〈32〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

	必要性評価	6,	11,	9,	12,
	理解可能性評価	9,	3,	3,	5,
	信頼性評価	10,	12,	7,	3, 4
	時間評価		4,		8,
	費用評価		5,		7,
行動・意図レベル					
	利用意図	11, 12	13,	10,	13,

表中の数字は各項目中の質問番号 ((1)、(2)… ) を示している。

以下においては、法意識、訴訟評価、裁判所評価、弁護士評価のそれにつき、どのような変化が生じたかについて個別に検討を加えることにする。

### (1) 個別評価

#### ①法意識

法一般に関する意識の変化は、【グラフ1-1】から【グラフ1-12】に示す通りである<sup>3</sup>。一般的な傾向を述べれば、峰山町、石垣町とともに、第1回の調査時より第2回の調査時において各種評価は下がり、第3回の調査において評価が再び上昇している。ただし、統計的に有意な差が出たものは少なく、いずれも峰山町においてであるが、「【グラフ1-4】法による解決への納得度」、「【グラフ1-5】法の正しさ」、「【グラフ1-10】法の信頼度」に関し、第1回調査時よりも第2回調査時の評価が有意に低くなっている。残念ながら、第1回調査と第2回調査の間に行われた

3 グラフ中のアルファベット(a,b)は、アルファベットの付された項目、a-a間にあるいはb-b間に統計的に有意な差があることを示している。また、アスタリスク(\*)はその有意差の蓋然性を示す。 $*p < .05$ 、 $**p < 0.01$ 、 $***p < 0.001$

法律相談センターの設置は、峰山町、石垣町の両地区において、法一般の評価を高める効果はもたらしていない。むしろ、それ以上に法律相談センターの設置以降、法に対する各種評価が下がる傾向が示されている。しかし、この評価の低下は法律相談センターの設置によるものではなく、1999年より司法制度改革審議会が発足し、各種司法制度の改革に着手するにあたり、多くの司法批判のなされたことが影響を及ぼしたものと思われる<sup>4</sup>。第2回の調査は法律相談センターの設置時から間もないものであり、設置効果が一般に普及するに至っていなかったことも考えられ、その時点で生じた全国的な司法批判の影響に抗しがたかったものと思われる。

しかし、それに対し、第3回の調査時点においては、一般的傾向としては、法の各種側面に対する評価が高まる傾向にある。その傾向は、有意な差には至っていないものの、グラフ上は、両地区とも「【グラフ1-1】法律の意識頻度」、「【グラフ1-4】法による解決への納得度」、「【グラフ1-5】法の正しさ」、「【グラフ1-10】法の信頼度」において顕著なほか、峰山町においては、「【グラフ1-3】法の有益度」、「【グラフ1-6】法律の必要性」、「【グラフ1-7】法の公正性」などにおいて顕著であり、他方、石垣市では、「【グラフ1-3】法の有益度」、「【グラフ1-5】法の正しさ」、「【グラフ1-7】法の公正性」等の評価に関し、第3回の調査時点での評価が過去3回の評価中最も高いものとなっている。こういった評価の変化は、法律相談センター設置の効果の継続、公設弁護士事務所の設置による新たな効果、さらには司法制度改革の推進による司法批判の緩和といった効果によってもたらされたものと思われる。しかし、反面、峰山町、石垣市の両地区においては「【グラフ1-11】日常的法利用意思」に關し、石垣市においては「【グラフ1-2】法影響の認識頻度」、「【グラフ1

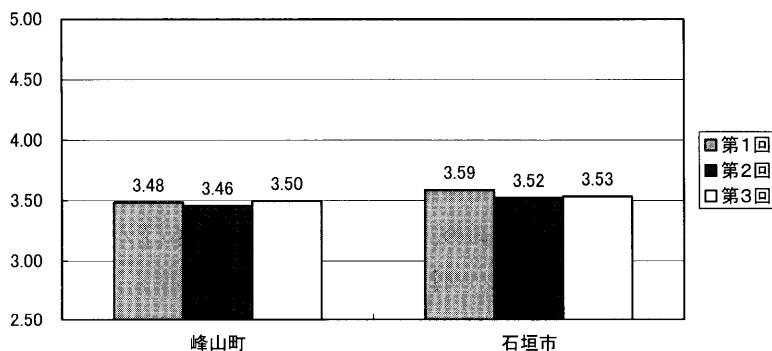
4 この点は、本来ならば、法律相談センター等の開設されていない地区や、すでに設置されていた地区との比較がなければ明言することはできない。しかし、反面、法律相談センターの設置が短期間でこのような消極的影響を及ぼしうるとは考えがたい面もある。その意味で十分な根拠に基づくとはいがたい面はあるが、一応成り立つうる仮説であろう。

〈34〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

-6】法律の必要性」においては、第3回調査時の評価が最も低くなっています。法律相談センター設置、公設弁護士事務所の設置による積極的な効果は読み取りにくい状況となっている。

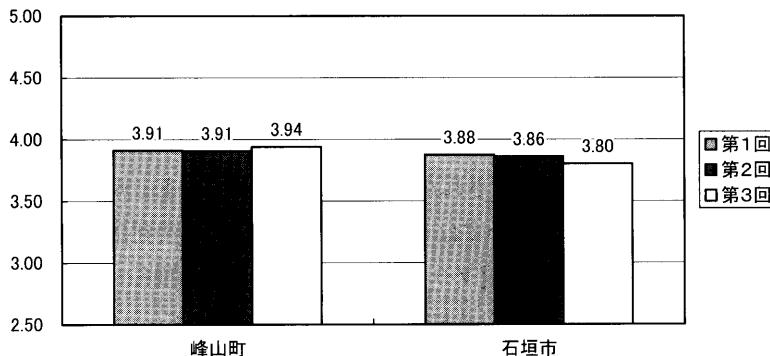
### 【グラフ1-1】法律の意識頻度

「日常生活においてどの程度法律について考えたり、意識したりすることがありますか。」



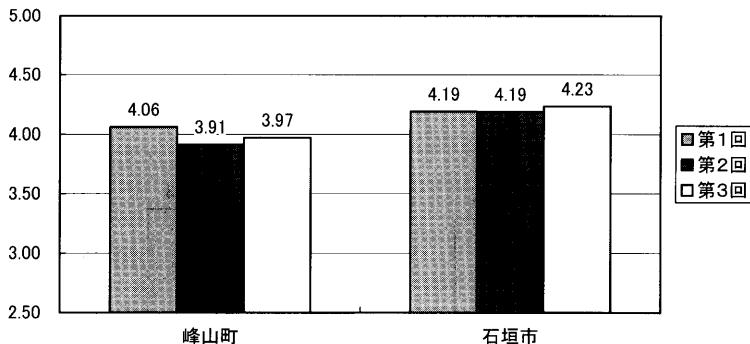
### 【グラフ1-2】法影響の認識頻度

「日常生活はどのくらい法律によって影響を受けていると思いますか。」



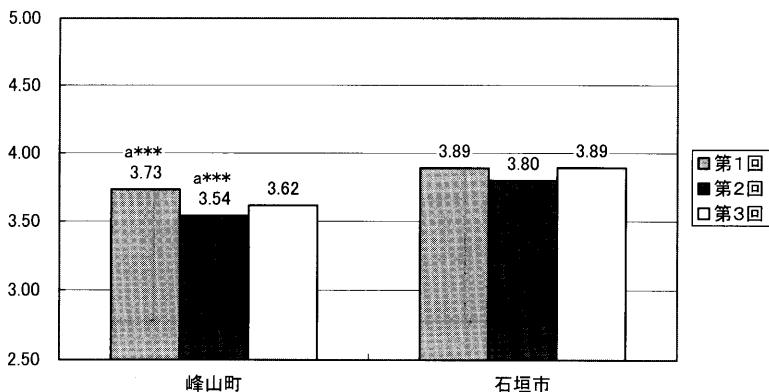
【グラフ1-3】法の有益度

「法律は自分の権利や立場を守るのにどの程度役立つと思いますか。」



【グラフ1-4】法による解決への納得度

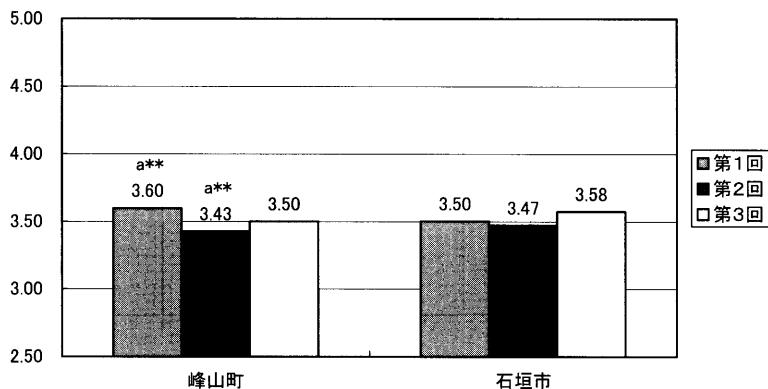
「法律は争いごとについて、どの程度常識的に納得できる解決をもたらしてくれると思いますか。」



〈36〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

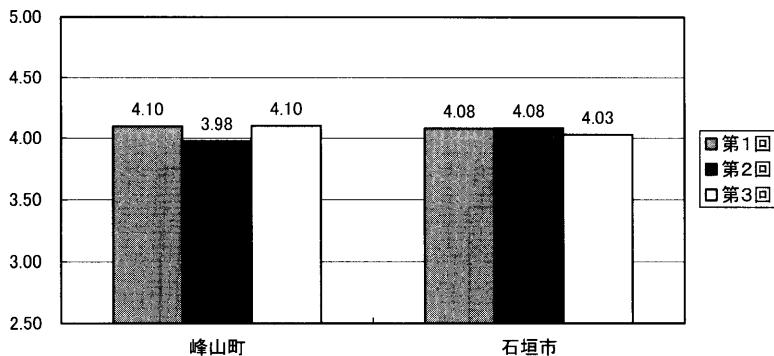
### 【グラフ1-5】法の正しさ

「日本の法律はどの程度正しいことを定めていると思いますか。」

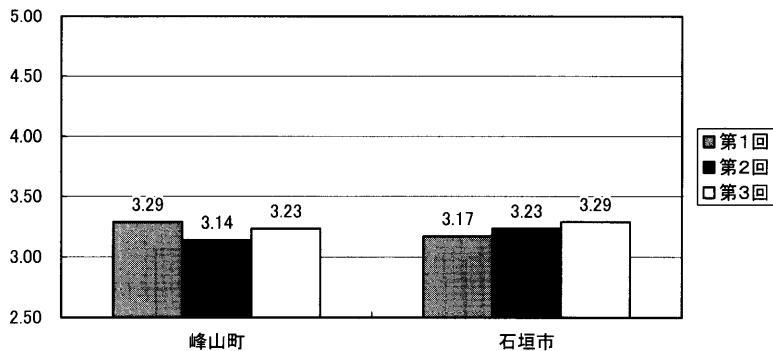


### 【グラフ1-6】 法律の必要性

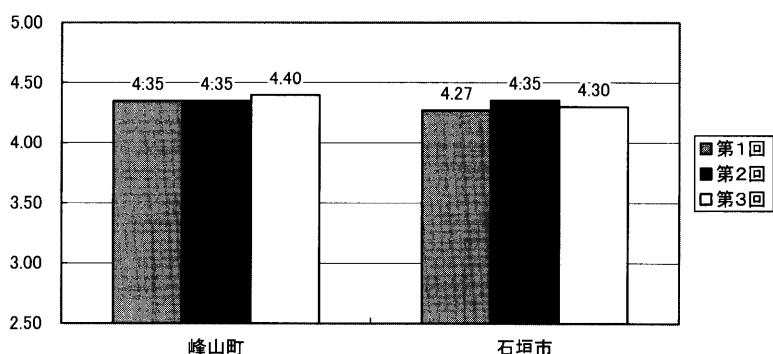
「日常生活を営むにあたって、どの程度法律が必要なものだと思いますか。」



【グラフ1-7】法の公正性  
「日本の法律はどの程度公平・公正だと思いますか。」



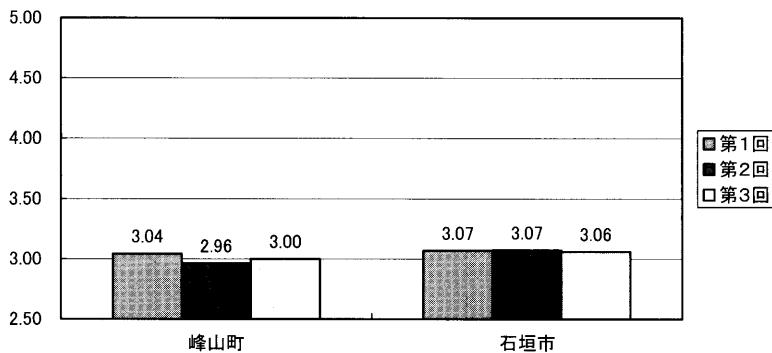
【グラフ1-8】法の遵守性  
「どの程度法律は守られるべきだと思いますか。」



〈38〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

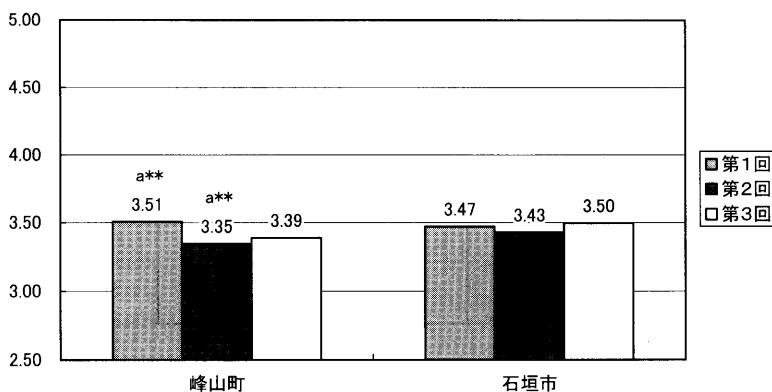
【グラフ1-9】法への理解度

「どの程度法律の内容を理解できますか。」



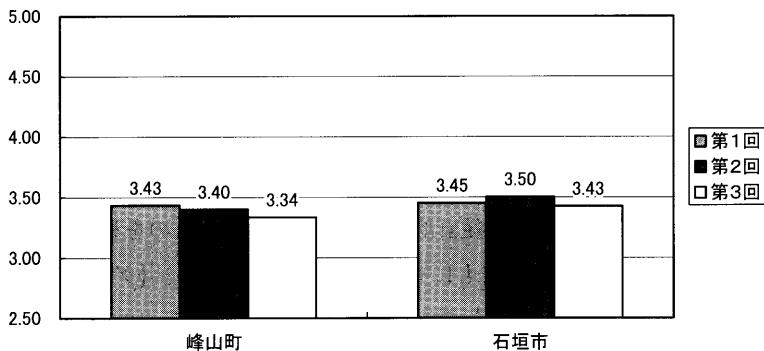
【グラフ1-10】法の信頼度

「どの程度法律を信頼することができますか。」



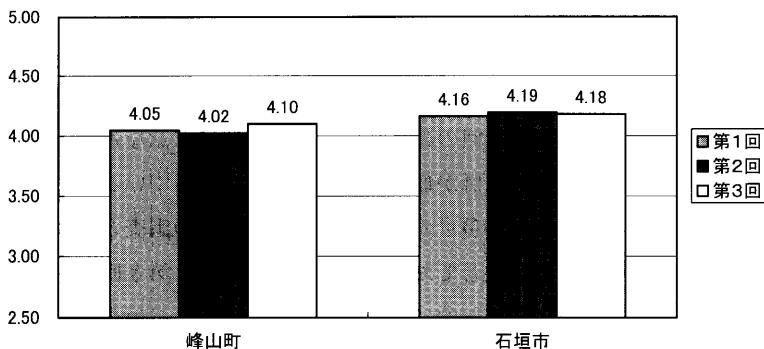
【グラフ1-11】日常的法利用意思

「日常生活でもめ事が起きたとき、それを法律に基づいて解決しますか。」



【グラフ1-12】非日常的法利用意思

「交通事故や災害によって予想もしないような問題が生じたとき、それを法律に基づいて解決しますか。」



## ②「裁判（訴訟）に対する印象」

【グラフ2-1】から【グラフ2-13】は、訴訟すなわち裁判に対する評価を尋ねた結果である。訴訟評価に関しても、法意識同様、全般的な傾向としては、峰山町、石垣町ともに、第1回の調査時より第2回の調査時において各種評価は下がり、第3回の調査において評価が再び上昇している。しかし、いくつかの評価に関しては、法意識以上に評価の変化が大きく、かつ、とくに公設弁護士事務所設置後に肯定評価の高まったものが存在する。はじめに統計的に有意な差の生じたものを挙げると、峰山町、石垣市においてともに有意な差が生じたのは、「【グラフ2-4】訴訟の費用」、「【グラフ2-5】訴訟に要する時間」、「【グラフ2-6】訴訟結果の公正性」、「【グラフ2-8】訴訟の実効性」、「【グラフ2-9】訴訟の常識的納得性」、「【グラフ2-10】訴訟による紛争解決の正しさ」、「【グラフ2-12】訴訟への信頼性」である。いずれも、基本的には、第1回の調査時より第2回の調査時において各種評価は下がり、第3回の調査において評価が再び上がるというパターンである。峰山町の場合、「【グラフ2-4】訴訟の費用」、「【グラフ2-5】訴訟に要する時間」、「【グラフ2-6】訴訟結果の公正性」、「【グラフ2-9】訴訟の常識的納得性」、「【グラフ2-10】訴訟による紛争解決の正しさ」、「【グラフ2-12】訴訟への信頼性」に関し、第1回調査時の評価と他2回の調査時の評価との間に有意な差が生じており、いずれも後2者の評価が最初の評価よりも下がっている。これに対し、石垣市の場合、同じ項目の評価に関し、第2回の調査と第3回の評価の部分に有意な差が生じており、かつ、その差は、第3回の評価が第2回の評価よりもより積極的になる形で現れている。石垣市に関していえば、有意な差には至らなかったものの、同様のパターンを示すものとして、「【グラフ2-7】訴訟手続の公正性」、「【グラフ2-11】訴訟の必要性認識」、「【グラフ2-13】訴訟利用意思」が挙げられる。

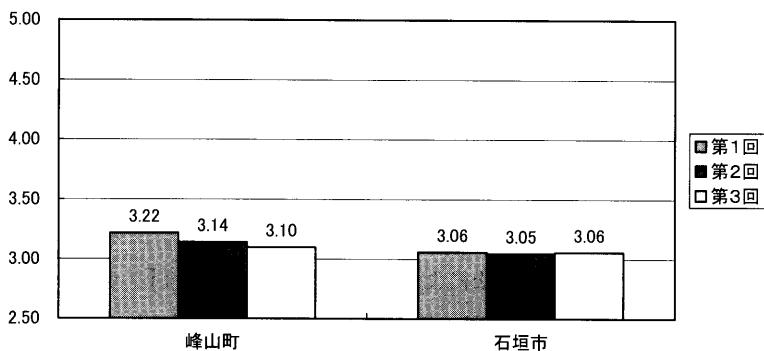
全般的に、法意識同様、司法制度改革期における司法批判によって低下した訴訟に対する評価が、法律相談センターや公設弁護士事務所の設

置による効果、さらには司法制度改革の推進による司法批判の緩和などの効果によって再び高まるといった傾向が見て取れる。その中で特に注目に値するのは、石垣市においては、とくに第3回の評価が高まる頻度が高い点である。石垣市と峰山町では、公設弁護士事務所の設置時期が異なり、峰山町では第3回の調査の直前に設置され、かつその開設場所が隣接の宮津町であるの対し、石垣市の場合は、設置が2001年4月であり、峰山町よりも定着度が高いと考えられる。その点からすれば、峰山町と石垣市の評価傾向の差は、公設弁護士事務所の設置効果の差である可能性が強い。石垣市においては、「【グラフ2-9】訴訟の常識的納得性」、「【グラフ2-10】訴訟による紛争解決の正しさ」、「【グラフ2-12】訴訟への信頼性」に関し、第3回の調査時の評価が前回に比べ有意に高くなった点に加え、僅かに統計上は有意にまで至らなかったものの、「【グラフ2-13】訴訟利用意思」も第3回の調査時点での評価が最も高くなっている。これらの評価は訴訟に対する重要な機能評価を含むものであるだけに、これらが公設弁護士事務所の設置効果であるとしたならば、その意義は大きい。

〈42〉弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

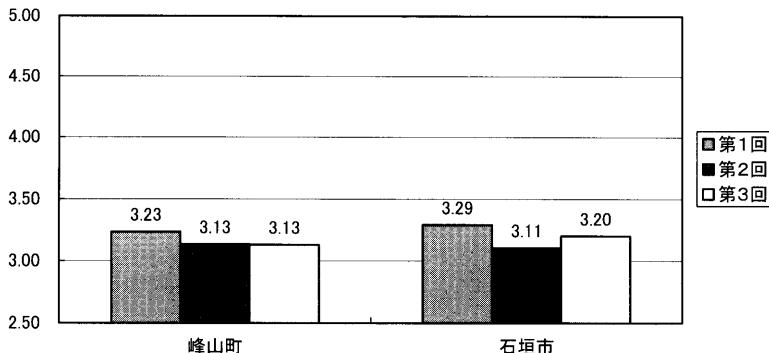
### 【グラフ2-1】訴訟の意識頻度

「日頃、裁判のことを考えたり、裁判の役割について意識することがありますか。」



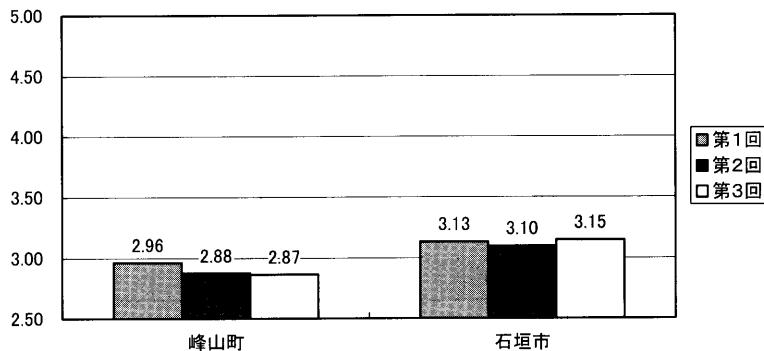
### 【グラフ2-2】訴訟の影響力認識頻度

「日頃、裁判によってどの程度日常生活が影響を受けていると思いますか。」



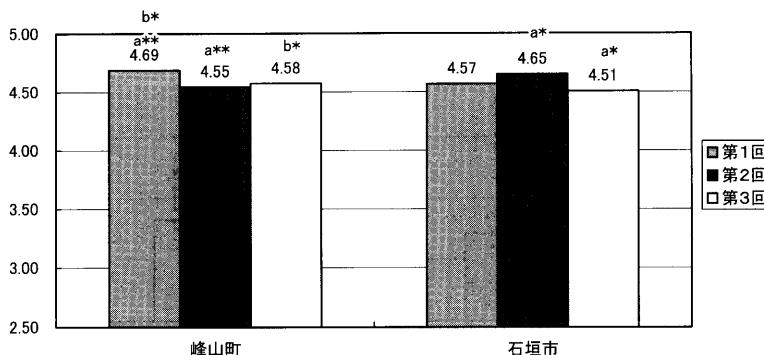
## 【グラフ2-3】訴訟への理解

「テレビや新聞など、あるいは人から裁判の話を聞き、その手続きや内容を理解することができますか。」



## 【グラフ2-4】訴訟の費用

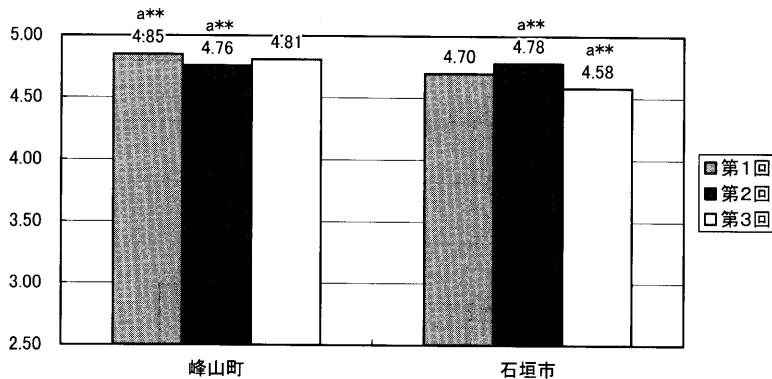
「裁判のための費用についてどのような印象をもっていますか。」



〈44〉弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

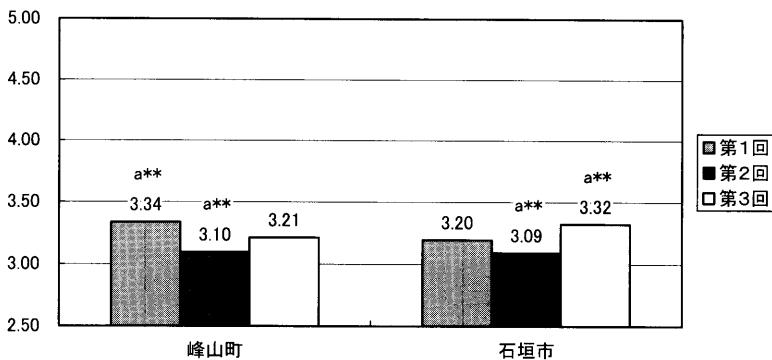
### 【グラフ2-5】訴訟に要する時間

「裁判にかかる時間について、どのような印象を持っていますか。」

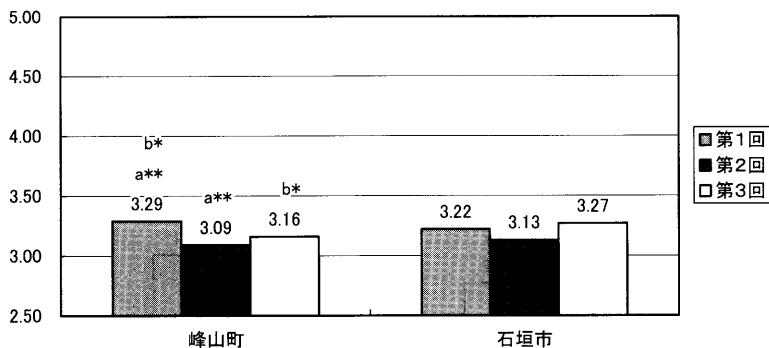


### 【グラフ2-6】訴訟結果の公正性

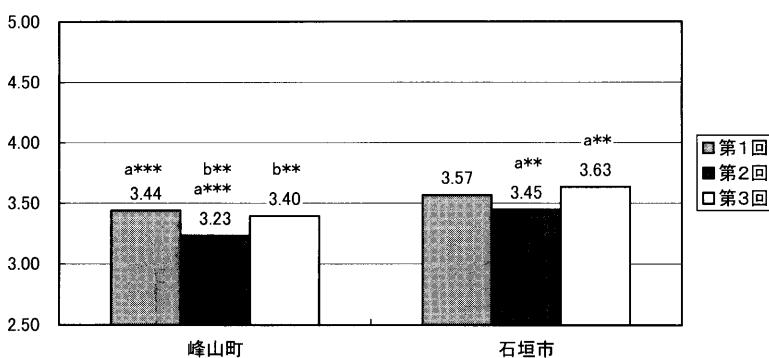
「日本の裁判では公正な判断が下されていると思いますか。」



**【グラフ2-7】訴訟手続の公正性**  
 「日本の裁判の手続きややり方は公正なものだと思いますか。」

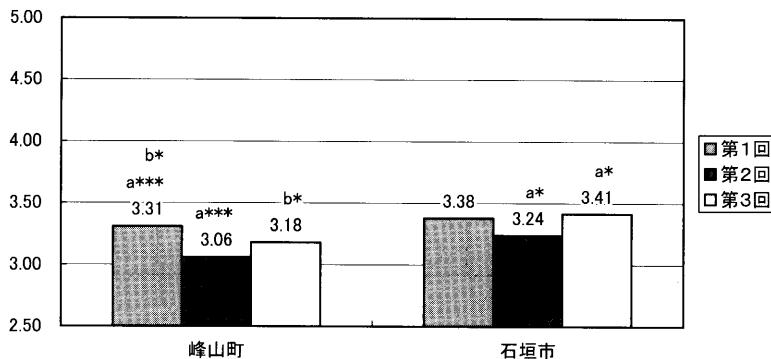


**【グラフ2-8】訴訟の実効性**  
 「裁判をすることによって自分の権利や立場が守られると思いますか。」



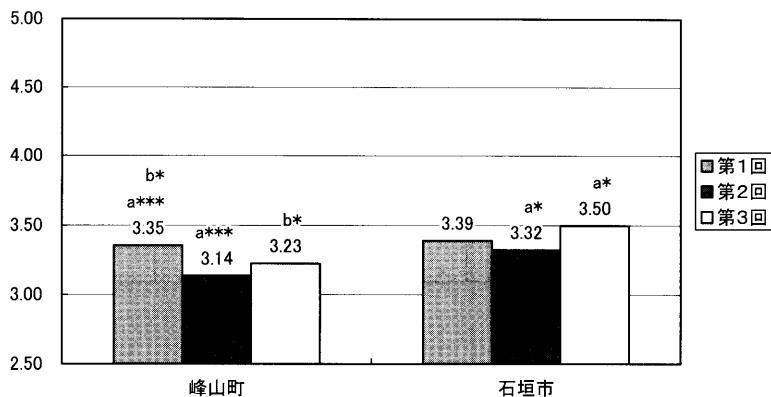
【グラフ2-9】訴訟の常識的納得性

「裁判で現実の争いごとを常識的に納得できる形で解決できると思いますか。」



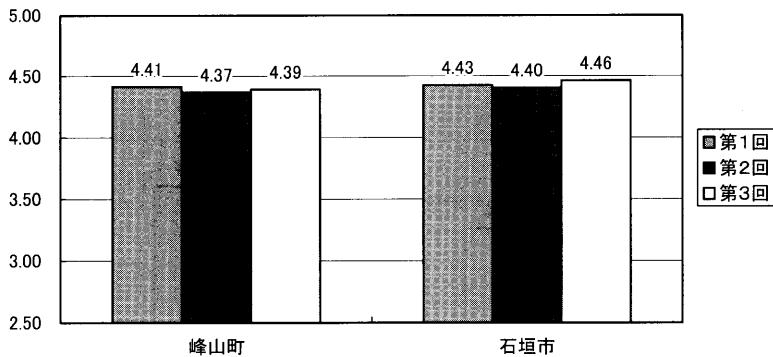
【グラフ2-10】訴訟による紛争解決の正しさ

「裁判では争いごとを正しく解決できると思いますか。」



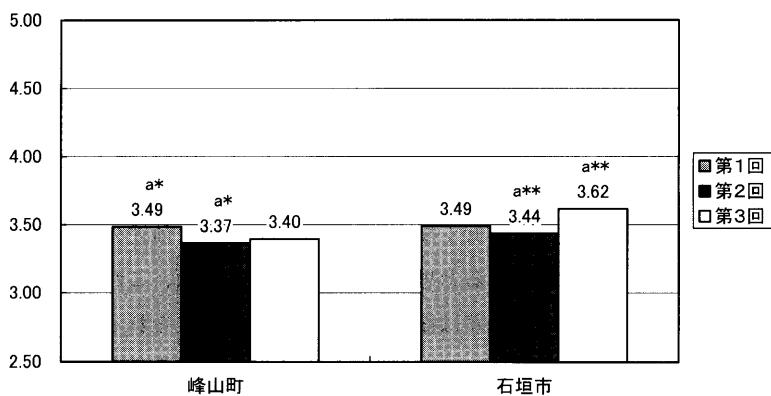
## 【グラフ2-11】訴訟の必要性認識

「社会の争いごとを解決するためには裁判が必要だと思いますか。」



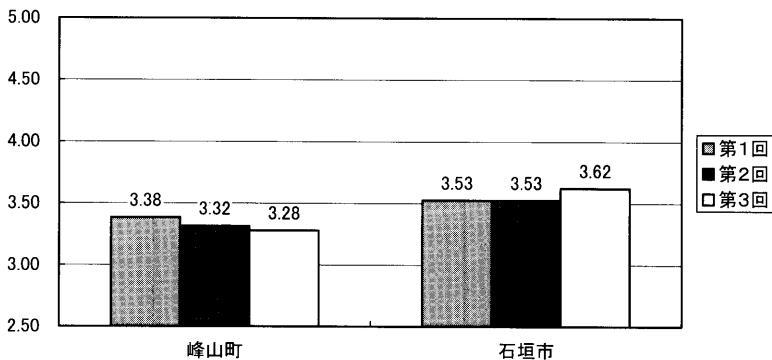
## 【グラフ2-12】訴訟への信頼性

「裁判で下される判断を信頼できますか。」



【グラフ2-13】訴訟利用意思

「自分の権利が侵害されたと感じたときには裁判所に訴えますか。」



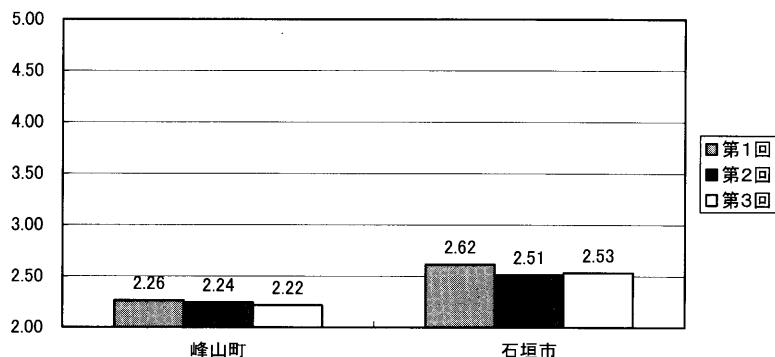
③裁判所に対する印象

裁判所に対する評価は、【グラフ3-1】から【グラフ3-10】に示される。裁判所に対する評価は、総じていえば、3回の調査を通じて変化が少ない。統計的に有意な差が生じたものは、峰山町における評価で、「【グラフ3-4】裁判所の常識性」、「【グラフ3-5】裁判所の判断の正しさ」、「【グラフ3-6】裁判所の公正性」、「【グラフ3-7】裁判所の信頼性」で、その差は、残念ながら、第1回調査時と第2回調査時に生じており、いずれも第2回調査時の値の方が低くなっている。その原因是、前述のように、司法改革時の司法批判によると思われる。しかし、反面、これら裁判所に対する評価に関しても、差は僅かであるが、総じて見られる傾向は、法意識、訴訟評価と同様に、いったん低下した評価が、公設弁護士事務所の設置後に再び高まる点である。とくに、石垣市の場合、有意な差には至らなかったものの、上記「【グラフ3-4】裁判所の常識性」、「【グラフ3-5】裁判所の判断の正しさ」、「【グラフ3-6】裁判所の公正性」、「【グラフ3-7】裁判所の信頼性」に関する評価は、第3回調査時の評価が最も高くなっている。これらの石垣市における評価の高まりは、おそらく

は公設弁護士事務所の設置によるものと思われるが、有意な差に至らなかつたり、評価対象によっては必ずしも評価が上がっていなければ、裁判所の評価と公設弁護士事務所の設置との間の関連性の薄さに起因するのではないかと思われる。

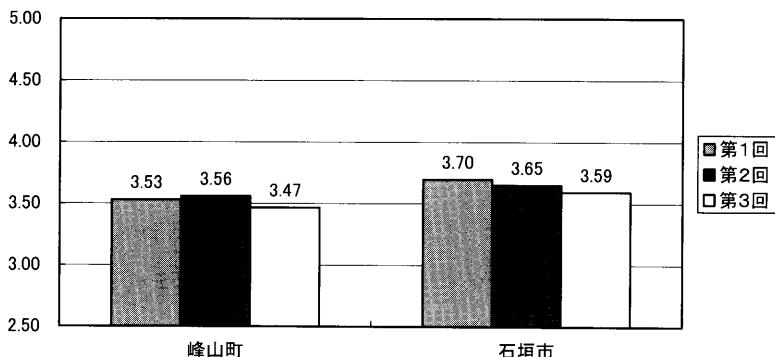
### 【グラフ3-1】裁判所意識頻度

「日頃、裁判所に関する話を聞いたり、その活動について他人と話し合ったりすることありますか。」



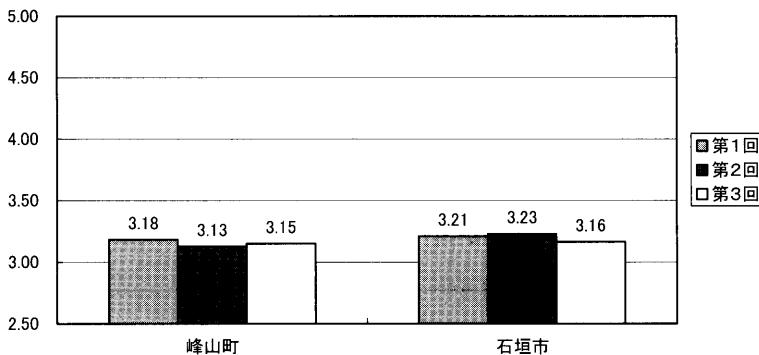
### 【グラフ3-2】裁判所に対する関心

「日頃、裁判所の下す判断にどの程度関心をもっていますか。」



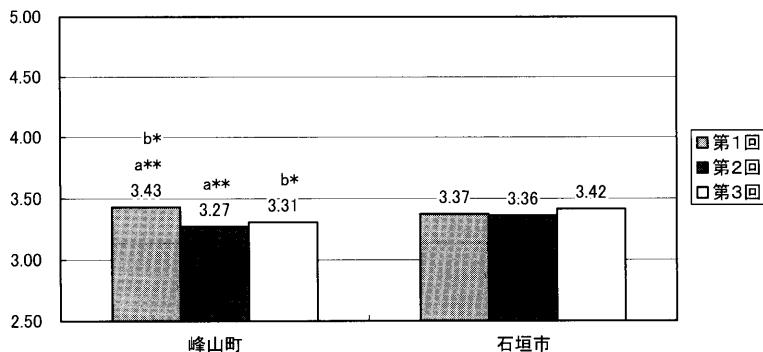
【グラフ3-3】裁判所の判断に対する理解

「一般的にいって、裁判所の下す判断をどの程度理解できますか。」



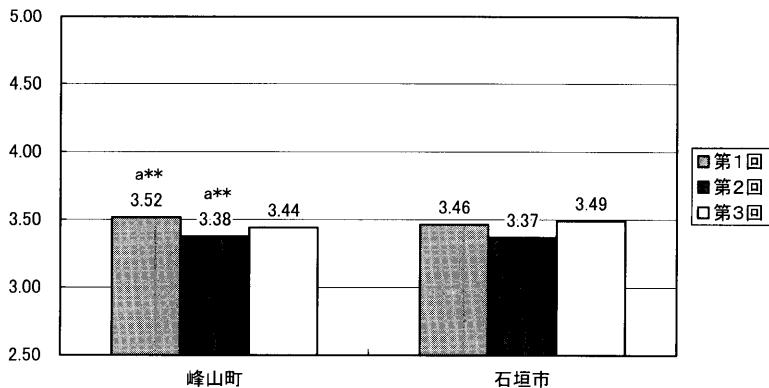
【グラフ3-4】裁判所の常識性

「一般的にいって、裁判所は常識的に見て納得できる判断を下していると思いますか。」



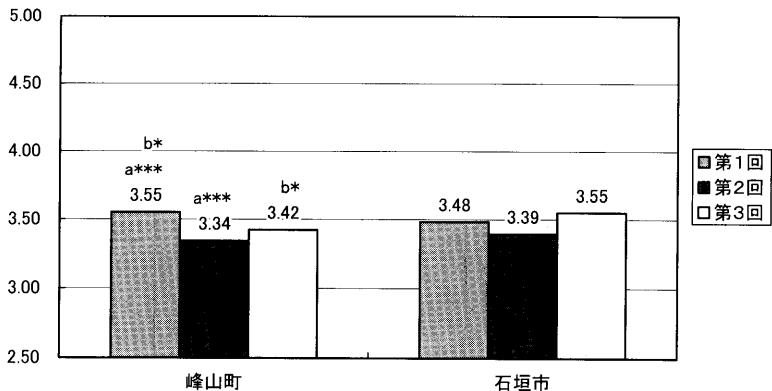
【グラフ3-5】裁判所の判断の正しさ

「一般的にいって、裁判所は正しい判断を下していると思いますか。」



【グラフ3-6】裁判所の公正性

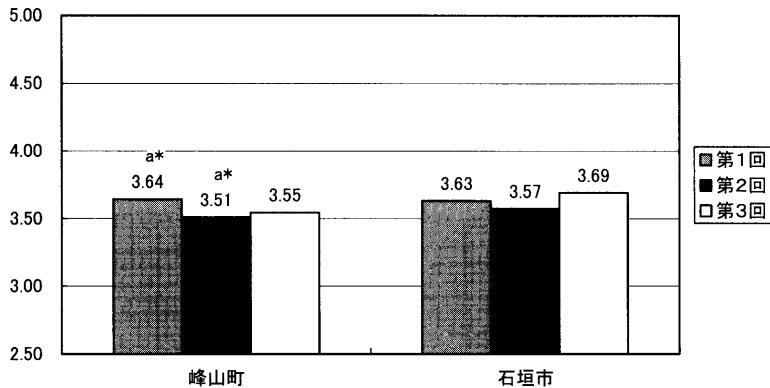
「裁判所が公平・公正であると思いますか。」



〈52〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

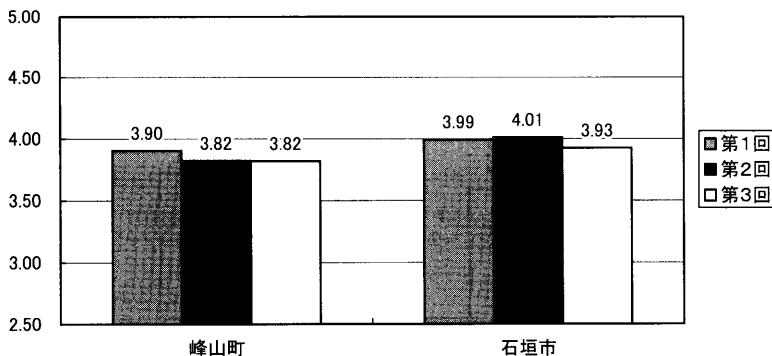
【グラフ3-7】裁判所の信頼性

「裁判所を信用できますか。」



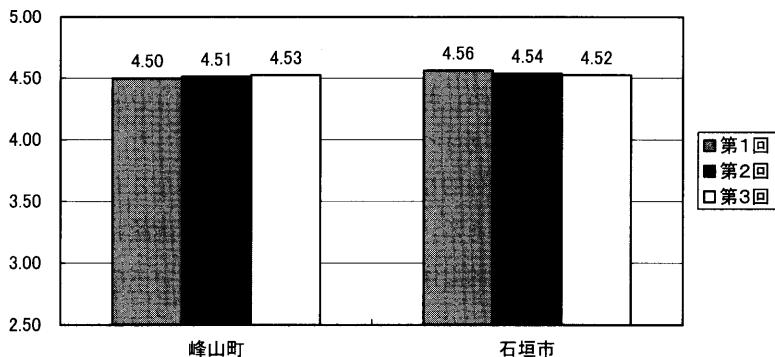
【グラフ3-8】裁判所の有用性

「裁判所がどの程度社会の争いごとを解決するのに役立っていると思いますか。」



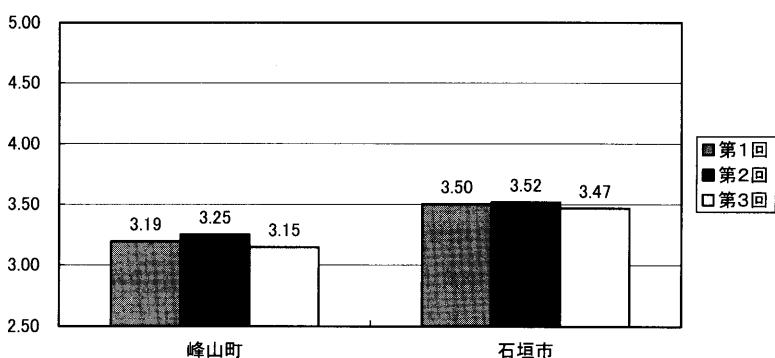
【グラフ3-9】裁判所の必要性

「争いごとを解決するために裁判所は必要なものだと思いますか。」



【グラフ3-10】傍聴意思

「機会があったら裁判の傍聴にいきますか。」



〈54〉弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

#### ④弁護士への印象

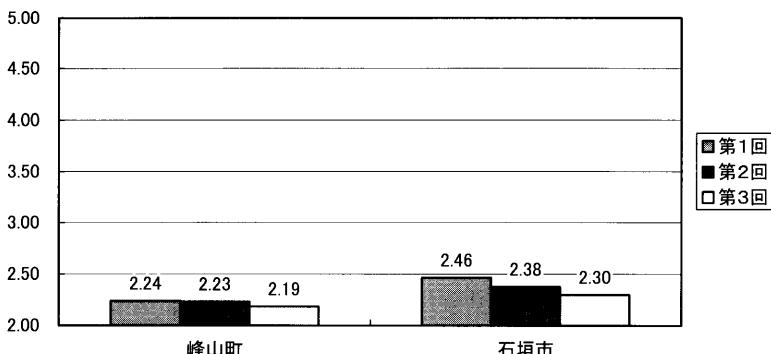
弁護士に対する評価は、【グラフ4-1】から【グラフ4-13】に示される。法律相談センター設置や公設弁護士事務所の設置が、調査対象地区住民の弁護士評価にどのような影響を及ぼしたかは、この調査で最も注目すべき点であるが、残念ながら、統計的に有意な差の出たものは、峰山町における「【グラフ4-13】弁護士への相談意思」のみであった。しかし、弁護士評価に関しては、全体的な傾向として、他とは異なるものが見て取れることに注意すべきである。これまでの、法意識、訴訟評価、裁判所評価において現れた一般的な傾向は、各側面においていったん低下した評価が、公設弁護士事務所の設置による効果や、さらには司法制度改革の推進による司法批判の緩和といった効果によって再び高まる、といったものであったが、このパターンの変化は、弁護士評価に関しては、必ずしも多くない。明確にそのパターンを示すのは、峰山町においては、「【グラフ4-4】弁護士の丁寧さ」、「【グラフ4-5】弁護士の理解しやすさ」、「【グラフ4-6】弁護士の親しみやすさ」、「【グラフ4-9】弁護士の公正性」、「【グラフ4-10】弁護士の正しさ」、「【グラフ4-13】弁護士への相談意思」であり、他は、「【グラフ4-1】弁護士の認識頻度」を除き、どちらかといえば第1回調査から第3回調査の間に順次評価の高くなるパターンが示されている。石垣市に関しては、従前のパターンが明確に見られたのは、「【グラフ4-5】弁護士の理解しやすさ」、「【グラフ4-7】弁護士にかかる費用」、「【グラフ4-8】弁護士に紛争を解決する時間」のみである。従前の凹型の評価変化が全国的な司法批判の結果であるとしたならば、これらの現象は、弁護士評価の多くの場面において、法律相談センターを設置したことが、その評価の低下を防いだことになる。さらに有意とはいわないまでも、いくつかの例外（峰山町および石垣市の「【グラフ4-1】弁護士の認識頻度」、石垣市の「【グラフ4-2】弁護士との対話希望」、「【グラフ4-7】弁護士にかかる費用」、「【グラフ4-8】弁護士に紛争を解決する時間」、峰山町の「【グラフ4-5】弁護士の理解しやすさ」）を除き、

大半の評価において、第3回調査時の評価が最も肯定的なものとなっている事実は、公設弁護士事務所の設置による効果が決して小さくはなかったことを物語っているものといえよう。とくに、峰山町における【グラフ4-13】弁護士への相談意思」は、第2回調査時点では若干評価の落ち込みを見せるが、第3回調査時点では、第1回評価よりも有意に高くなっている。公設弁護士事務所の設置の効果を推測させるところである。

なお、以上の経年評価に加え、弁護士の機能評価に関して注目すべき点を付け加えるならば、「【グラフ4-6】弁護士の親しみやすさ」に関しては、峰山町、石垣市ともに評価がかなり低く、両地区において弁護士が一般市民から遠い存在であることが示されている。また、「【グラフ4-10】弁護士の正しさ」に関する評価も、両地区とも消極評価の方が多い状態である。さらに、「【グラフ4-7】弁護士にかかる費用」と「【グラフ4-8】弁護士が紛争を解決する時間」も消極評価が多い。他の多くの評価はいずれも平均すれば中間値を上回る評価を得ているだけに、これらの点に関してはイメージの改善を図る方策が必要であろう。

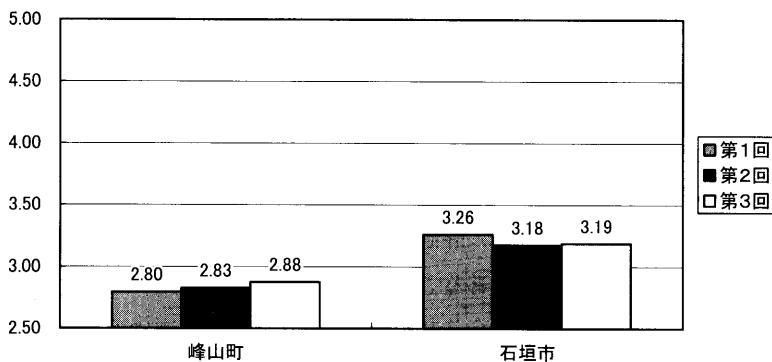
#### 【グラフ4-1】弁護士の認識頻度

「日頃、弁護士に関する話を聞いたり、その活動について他人と話し合ったりすることはありますか。」



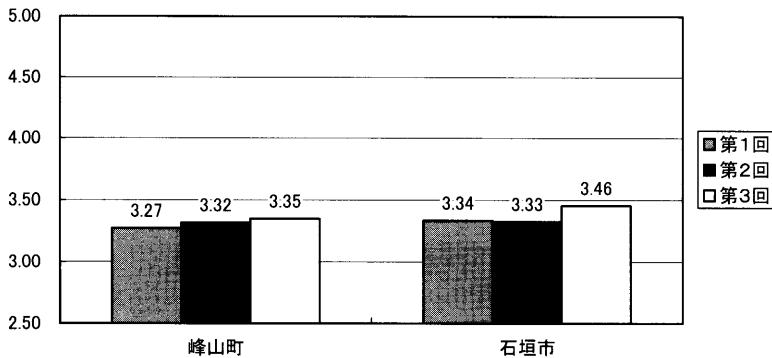
【グラフ4-2】 弁護士との対話希望

「日頃、弁護士に相談してみたいと思ったり、話を聞いてみたいと思うことがどの程度ありますか。」



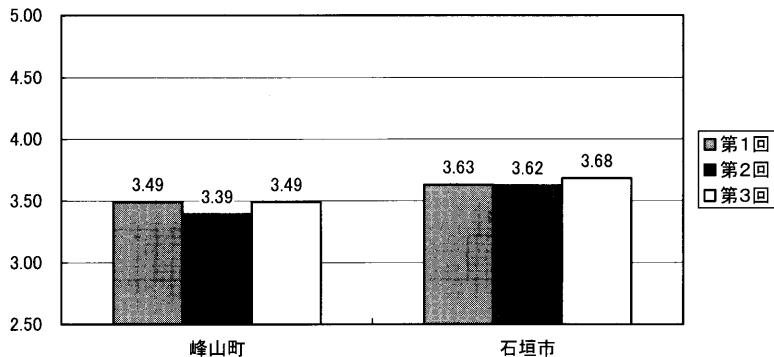
【グラフ4-3】 弁護士の信頼性

「一般的にいって弁護士は信頼できますか。」



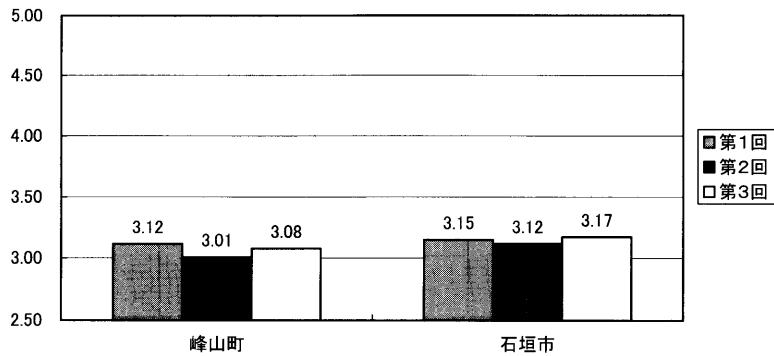
#### 【グラフ4-4】弁護士の丁寧さ

「相談をするために訪れれば、弁護士はあなたの話を聞いてくれると思  
いますか。」



#### 【グラフ4-5】弁護士の理解しやすさ

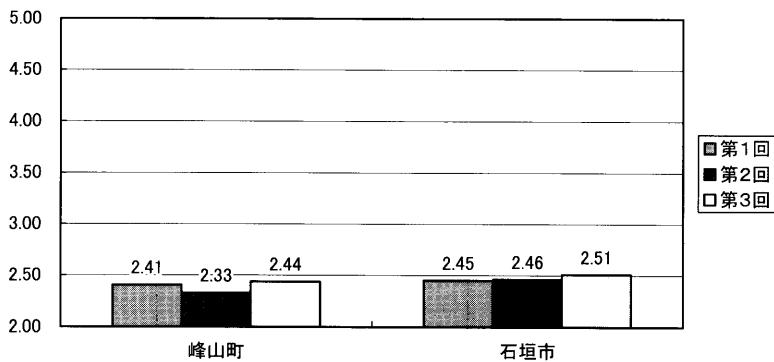
「一般的にいって、弁護士の話すことは理解しやすいと思いますか。」



〈58〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

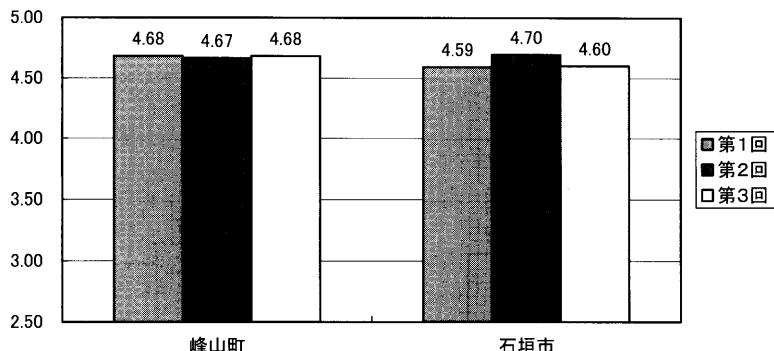
#### 【グラフ4-6】弁護士の親しみやすさ

「一般的にいって、弁護士はあなたにとって親しみやすい存在ですか。」



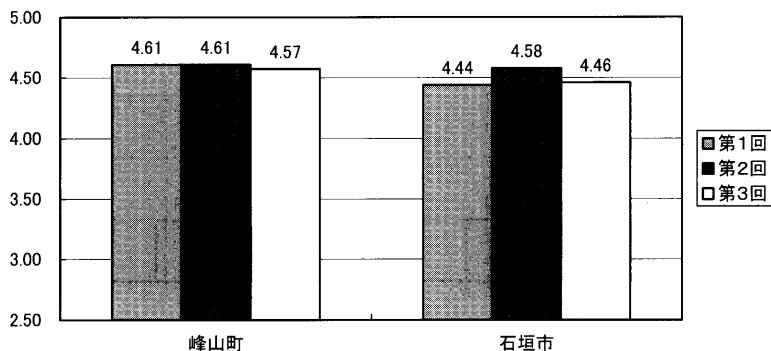
#### 【グラフ4-7】弁護士にかかる費用

「弁護士に争いごとの解決を頼む費用についてどのような印象を持っていますか。」



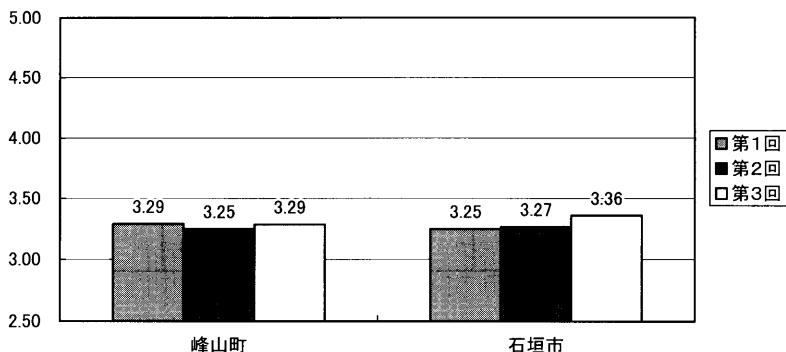
【グラフ4-8】弁護士が紛争を解決する時間

「弁護士に争いごとの解決を頼むと決着がつくまでにかかる時間についてどのような印象を持っていますか。」



【グラフ4-9】弁護士の公正性

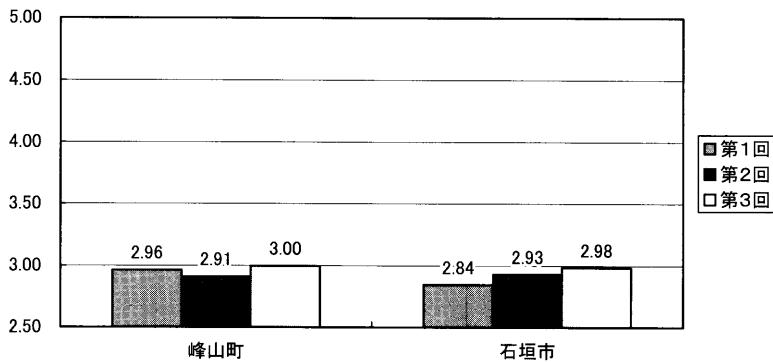
「弁護士は公平・公正であると思いますか。」



〈60〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

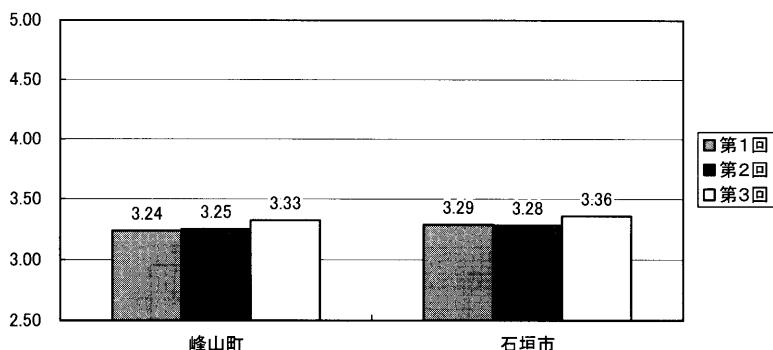
#### 【グラフ4-10】 弁護士の正しさ

「弁護士はいつも正しいことをすると思いますか。」

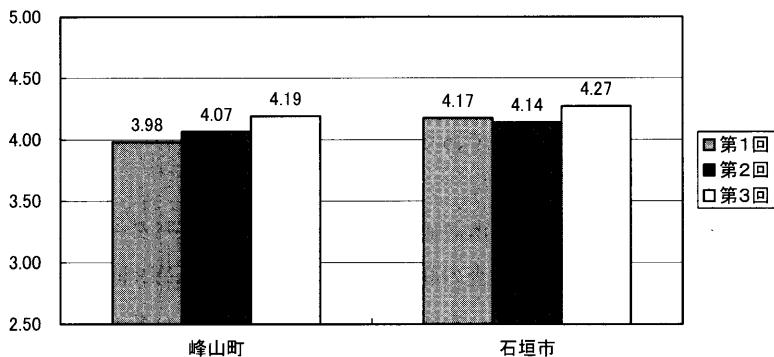


#### 【グラフ4-11】 弁護士の有効性

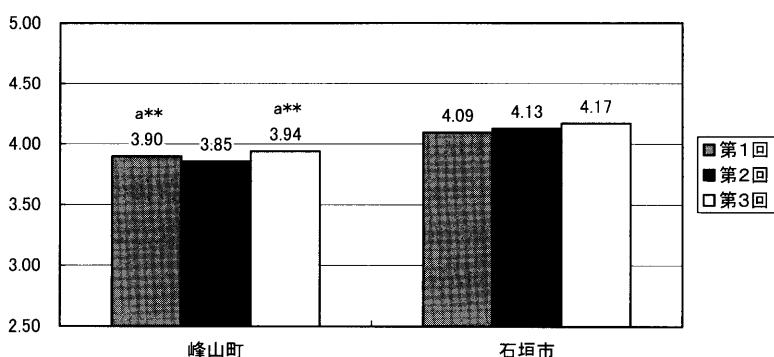
「弁護士に頼むと争いごとがうまく解決すると思いますか。」



【グラフ4-12】弁護士の必要性  
「近くに相談できる弁護士がいてほしいと思いますか。」



【グラフ4-13】弁護士への相談意思  
「あなたは法律問題を抱えることになれば、弁護士に相談に行きますか。」



〈62〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

## (2) 法関連意識のまとめ

以上、法意識、訴訟評価、裁判所評価、弁護士評価に関する変化をとりまとめるならば、以下のような点を指摘することができよう。

- ・法律相談センター設置前後、公設弁護士事務所設置前後の評価の差は、上記4つの評価対象に等しく生じたわけではなく、最も多くの差が生じたのは、訴訟評価であり、最も差の少なかったのは裁判所評価であった。
- ・法意識、訴訟評価、裁判所評価の変化に多く共通するパターンは、第1回調査よりも第2回調査の評価の方が消極に傾き、第3回評価で再び積極評価に転じるといった凹型評価であった。このパターンは、第2回調査前の司法批判の影響と、法律相談センター設置効果の低さ、公設弁護士事務所設置効果の高さに起因するものと考えられる。
- ・弁護士評価に関しては、他の評価と異なり、凹型評価が少なかった。このことは法律相談センターの設置が弁護士批判を緩和した可能性を示唆しており、法律相談センター設置の効果が一定程度生じた可能性を示唆している。
- ・法律相談センター設置の積極的効果はあまり顕著ではなかったが、公設弁護士事務所設置の効果は比較的顕著で、とくに公設弁護士事務所の設置の早かった石垣市においては、訴訟評価の機能評価のいくつかの側面において明確な積極評価がもたらされたほか、法意識、弁護士評価に関しても同様の傾向が見られた。

## 2 法律相談利用意思の変化

### (1) 過去5年間の法律問題の有無

今回の一連の調査の中では、峰山町においても、石垣市においても過去5年間に一定数の人々が法律問題に直面していた。その割合は、峰山町の場合には、22.4%、19.9%、17.6%と減少気味であるのに対し(【グ

ラフ5-1-1】)、石垣市は、27.1%、22.1%、26.5%と上下動している(【グラフ5-1-2】)。

## (2) 法律問題直面者の相談相手

それら法律問題直面者のうち、他の誰かに当該問題に関して相談した者の割合は、峰山町の場合には、85.9%、92.2%、94.7%と増加し、石垣市の場合は、83.3%、90.9%、76.8%といったん増加したのちに減少している。峰山町では、法律問題自体の数は減ったが自己解決の難しい事件が増加した可能性が示される。また、石垣市の場合も、法律問題に直面する割合が高いときには他者への相談割合が低いが、問題に直面する割合が低い場合は、他者への相談割合の高い難問題に直面している可能性が示されている。

このような情勢の中、実際に相談相手として選択されたものを示すのが、【グラフ5-3-1】および【グラフ5-3-2】である。峰山町では、「親族」、「友人」、「弁護士」、「弁護士以外の専門家」への相談が多く、法律相談センター設置後は「法律相談センター」への相談も相当数に達している。時間的経過を考慮に入れるならば、「親族」、「友人」、「弁護士以外の専門家」が減少傾向にあるに対して、「法律相談センター」への相談が伸びを示しているのは着実な活動の成果と思われる。また、「弁護士」への相談も第2回調査時から第3回調査時の間に若干数は減るもの、法律相談センター設置前に比べると相談者の数は増加しており、法律相談センターや公設弁護士事務所が一定の役割を果たしているものと推測される。他方、石垣市においても、主立った相談相手は、「親族」、「友人」、「弁護士」、「弁護士以外の専門家」であり、「親族」への相談は減少傾向である点、法律相談センター設置後は「法律相談センター」への相談も相当数に達している点は峰山町と同様であるが、「友人」や「弁護士以外の専門家」への相談は、近時でも増加傾向にあり、反面「弁護士」に対する相談は、法律相談センター設置後大きな落ち込みを示してい

〈64〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

る。この現象は、法律相談センターの開設により、直接弁護士に相談するのではなく、まず法律相談センターに相談するパターンが増えたことによるものであると推測される。そして、その後再び弁護士への相談人數が増えるのは公設弁護士事務所の開設によるものと思われる。

(3) 法律問題未経験者の予想相談相手

さらに、法律問題に直面していない人に対して、もし法律問題に直面したならば、誰に相談するかを尋ねた結果が【グラフ5-4-1】と【グラフ5-4-2】である。この点に関しては、峰山町、石垣市ともに共通の傾向が示されている。すなわち、主な相談相手は「親族」と「法律相談センター」に絞られ、他の相談相手を選ぶ人はほぼすべて減少傾向にある。この点は、両地域における法律相談センターへの地域住民の期待の大きさを物語っているものといえよう。

(4) 今後の法律相談センター、公設弁護士事務所の利用可能性

さらに、【グラフ5-5-1】および【グラフ5-5-2】は、今後法律問題を抱えたならば、法律相談センターや公設弁護士法律事務所に相談に行くか否かを尋ねた結果を示している<sup>5</sup>。質問は、「全く行かないと思う」「多分行かないと思う」「どちらともいえない」「多分行くと思う」「是非行くと思う」の5段階で尋ねているが、グラフは、それらをまとめ「全く・多分いかない」「どちらともいえない」「是非・多分行く」にまとめている。結果は、峰山町、石垣市とも、ほぼ同じパターンを示している。すなわち、第1回、第2回の調査の回答では、「是非・多分行く」と「どちらともいえない」とが拮抗していたが、第3回の回答では、「是非・

5 第1回の調査では、「もし、あなたの住んでいる地域に弁護士による法律相談所ができるとしたら、法律問題について相談に行ってみようと思いますか。」、第2回の調査では「あなたのお住まいの地区には、昨年春から法律相談センターが開設されています。あなたは今後、法律問題について相談に行ってみようと思いますか」といった設問になっていた。

「多分行く」の回答割合が急激に伸び、いずれの地区においても3分の2を越える回答者が相談意思を示している。この点から考察するに、弁護士への相談意思是、単に法律相談センターを開設しただけでなく、近くに現実に公設弁護士事務所ができることによって格段に高まることが示唆される。

#### (5) 弁護士による法律相談に行かない理由

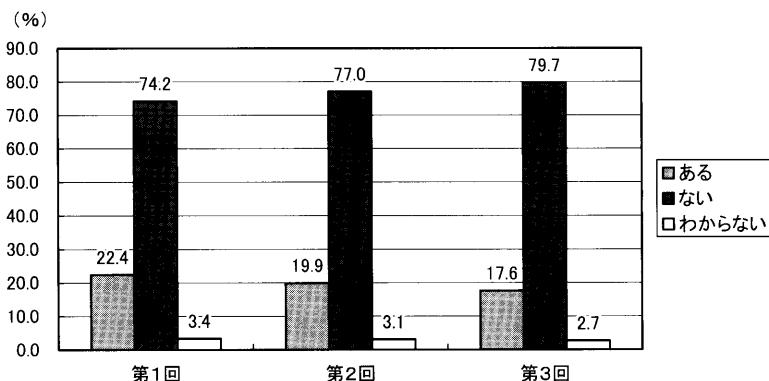
最後に、前問、すなわち、今後弁護士による法律相談に行くか否かの質問に積極的に答えなかった者（「全く行かないと思う」「多分行かないと思う」「どちらともいえない」と答えた者）に対し、その理由を尋ねた結果を示すのが【グラフ5-6-1】および【グラフ5-6-2】である。実際の質問では、主な理由を3つ順位をつけて選択してもらっているが、グラフはそれらの単純積算（順位に関係なく選択された回数を合計したもの）を示したものである。ここでも、峰山町、石垣市にはほぼ同じ傾向が現れる。すなわち、弁護士による相談に対して消極的原因の最も大きなものは「費用がかかりそうだから」というものであり、ついで「面倒くさいから」、「話が難しそうだから」などが続く。これらに関し、第3回の調査時点では、それらを理由として相談を回避するものの数が格段に減少している。つまり、近くに公設弁護士事務所ができることによって、費用に対する不安や、煩雑さへの懸念、難解さへの懸念が払拭されたことになる。反面、残念ながら、こういった点への懸念や不安は、法律相談センターの設置のみでは払拭されなかつたようである。このグラフを見る限りにおいては、法律相談センターの設置にとどまるか、公設弁護士事務所の開設までに至ったかでは、地域住民の間の期待に大きな違いがあることになる。

〈66〉弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

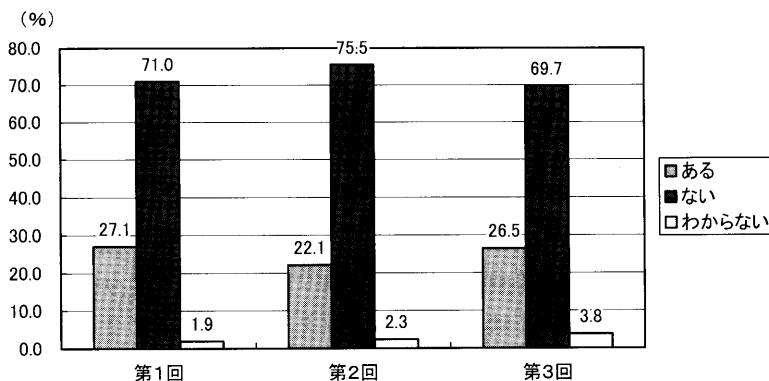
### 【グラフ5-1】過去5年間における法律問題の経験

「あなたは過去5年間に法律問題に直面したことがありますか。」

#### 【グラフ5-1-1】過去5年間の法律問題経験（峰山）



#### 【グラフ5-1-2】過去5年間の法律問題経験（石垣）

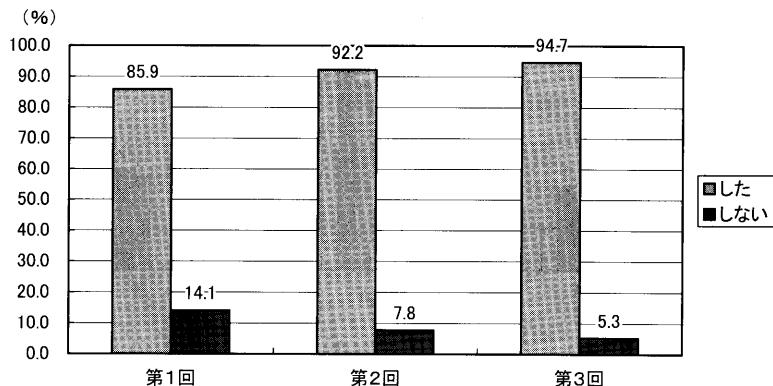


## 【グラフ5-2】法律問題を抱えた場合の相談の有無

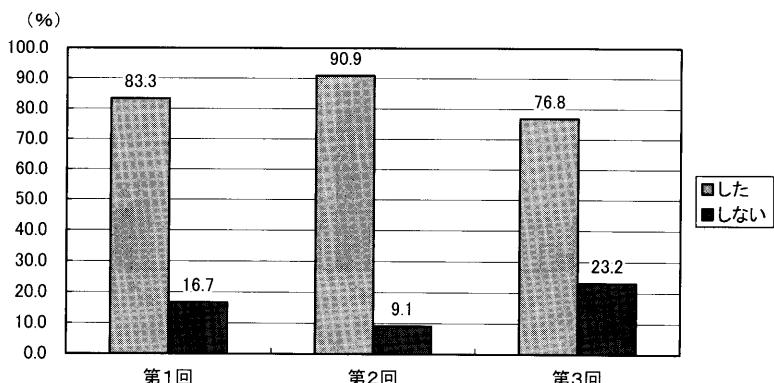
※前問で「ある」と答えた方だけに

「そのことについて誰かに相談しましたか。」

## 【グラフ5-2-1】法律問題に関する相談の有無（峰山）



## 【グラフ5-2-2】法律問題に関する相談の有無（石垣）



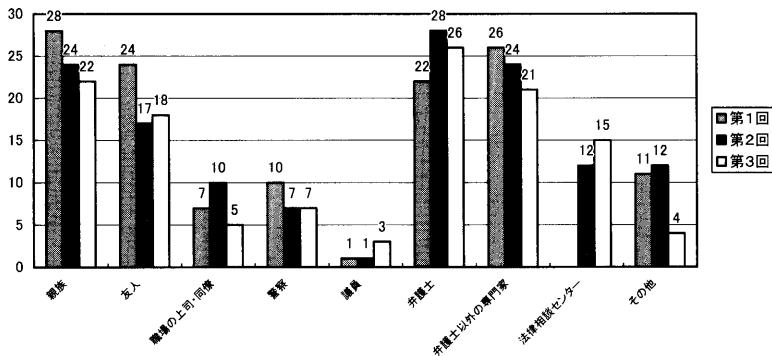
〈68〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

### 【グラフ5-3】法律問題を抱えた場合の相談相手

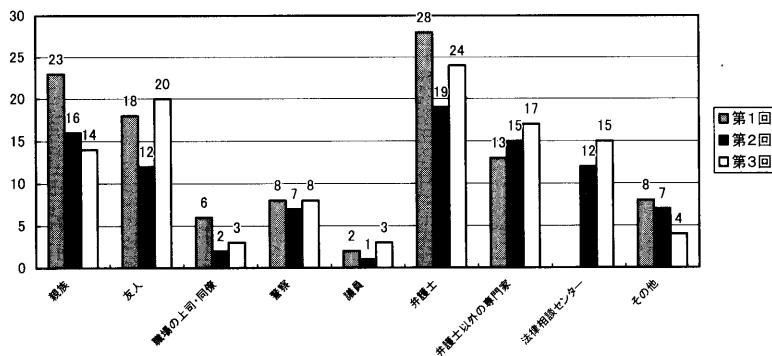
※前問で「した」と答えた方だけに

「そのことについて誰に相談しましたか。」

#### 【グラフ5-3-1】法律問題経験者の相談相手（峰山）



#### 【グラフ5-3-2】法律問題経験者の相談相手（石垣）

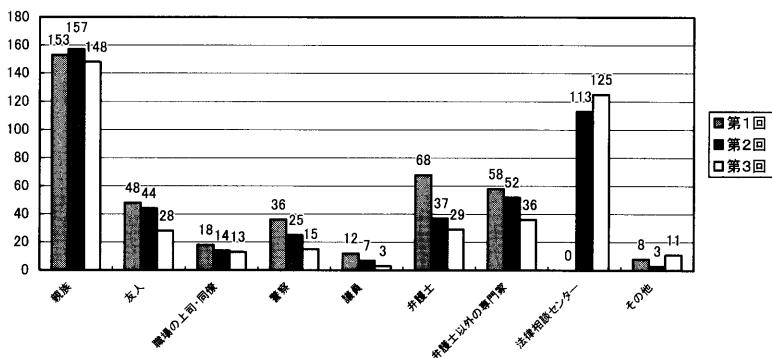


## 【グラフ5-4】法律相談未経験者の相談希望相手

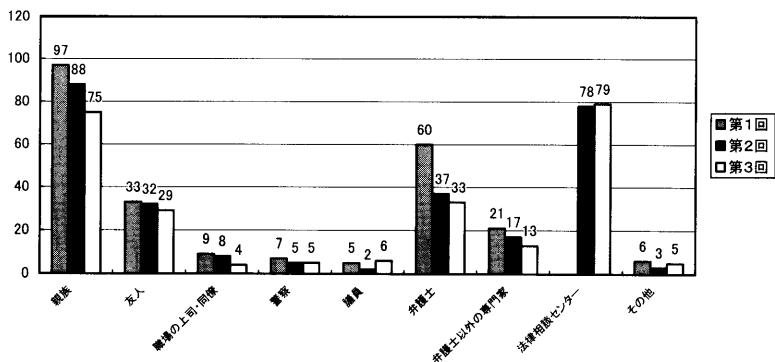
※過去5年間に法律問題に直面したことのない人に

「もし重要な法律問題に直面したとき、誰に相談しますか。」

## 【グラフ5-4-1】法律相談未経験者の相談希望相手（峰山）



## 【グラフ5-4-2】法律問題未経験者の相談希望相手（石垣）

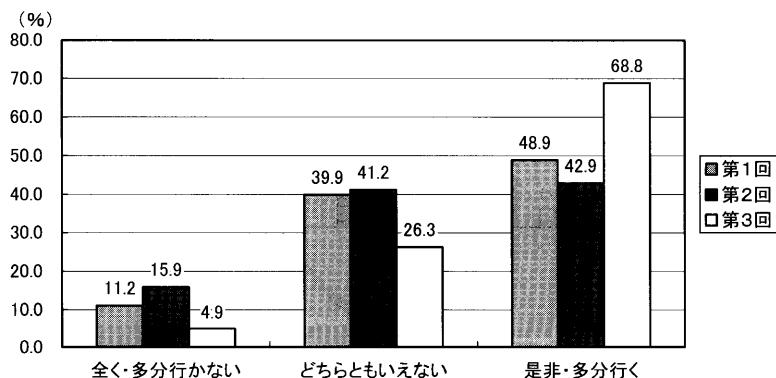


〈70〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

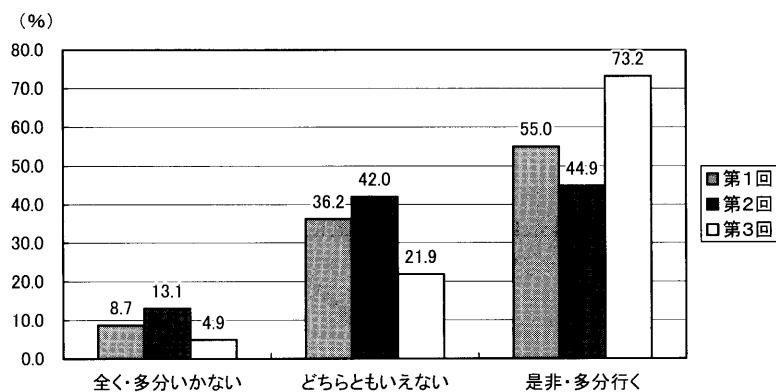
### 【グラフ5-5】法律相談意思

「今後、あなたが法律問題を抱えたときに、あなたの住んでいる地域の法律相談センターやひまわり基金法律事務所に相談に行ってみようと思いますか。」

#### 【グラフ5-5-1】法律相談意思（峰山）



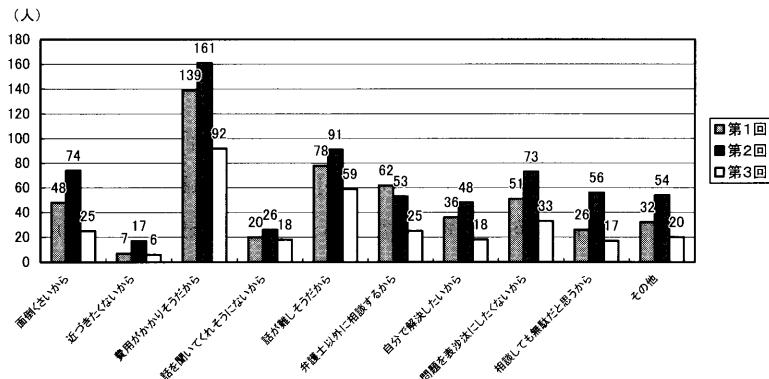
#### 【グラフ5-5-2】法律相談意思（石垣）



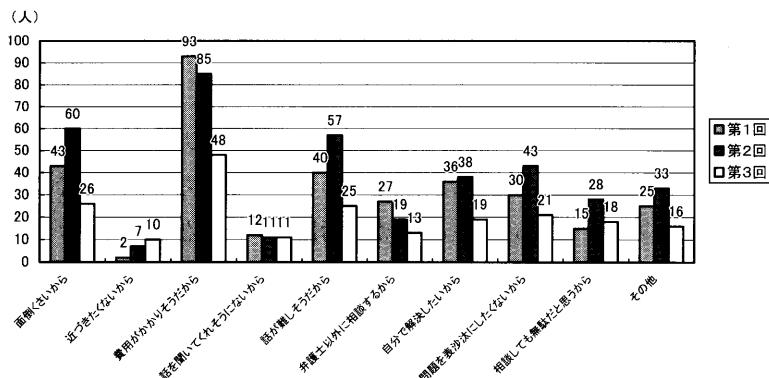
## 【グラフ5-6】法律相談拒否理由

※前問で「全く・多分行かない」、「どちらともいえない」と答えた人に  
「その理由を最も当てはまる順に3つ番号で下の回答欄にお書き下さい。」(グラフは3つの理由の合計)

## 【グラフ5-6-1】法律相談拒否理由合計（峰山）



## 【グラフ5-6-2】法律相談拒否理由合計（石垣）



### 3 法律相談の認識度と情報経路

第3回の調査においては、法律相談センターおよび公設弁護士事務所の存在を地域住民がどの程度知っているか、および、その存在を知っている場合には、どのような経路でその情報に至ったかについて質問をなしている。それらの結果を示すのが、【グラフ6-1-1】から【グラフ6-4-2】である。

#### (1) 法律相談センターの認識度

はじめに、法律相談センターの存在を知っているか否かを尋ねた結果が、【グラフ6-1-1】および【グラフ6-1-2】である。峰山町、石垣市とも同じ時期に法律相談センターが設立されたにも関わらず、その周知度には大きな開きがある。峰山町では、回答者の約3分の2が相談センターの存在を知っており、かなりの周知度といえる。他方、石垣市は、同様の割合が3分の1にとどまっている。一方は町であり、他方は市であることを考えるとある程度の差はやむを得ないといえるが、石垣市においてはさらに広報活動に努める余地があるように思われる。

#### (2) 法律相談センターの認識経路

法律相談センターの存在を知っていると答えた者に、どのような経路でそれを知ったかを尋ねた結果が【グラフ6-2-1】および【グラフ6-2-2】である。峰山町と石垣市で顕著な相違がある。すなわち、石垣市では、法律相談センターを知ったきっかけが「新聞・テレビなどのマスコミ記事」と答えたものが最も多いのに対し、峰山町では「市役所・町役場の広報誌」と答えたものが圧倒的に多かった。この差からすれば、峰山町と石垣市の認知度の差は、「市役所・町役場の広報誌」の利用状況あるいは講読状況の差によることが推測されよう。石垣市においては、「市役所・町役場の広報誌」を効率的に利用する余地があるように思われる。

### (3) 公設弁護士事務所の認識度

【グラフ6-3-1】および【グラフ6-3-2】によれば、公設弁護士事務所の存在についての周知度は、峰山町、石垣市で大差はなく、いずれも3分の1程度にとどまっている。とはいえ、存続期間は石垣市の公設弁護士事務所の方が遙かに長いことを考えると、やはり峰山町での広報活動の方がより徹底している可能性は存在する。ただ、いずれの地区もいまだに認知度がそれほど高くない点を考えると、各事務所とともに、広報の余地は大いにあるものといえよう。

### (4) 公設弁護士事務所の認識経路

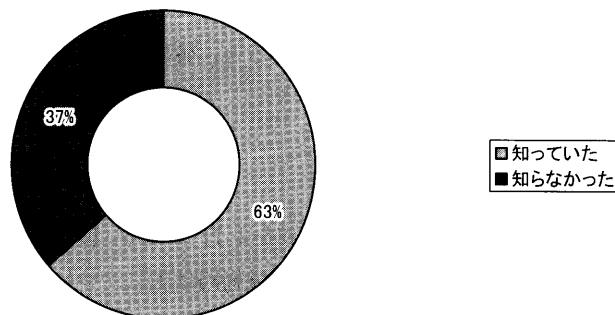
弁護士事務所の認識経路は、【グラフ6-4-1】および【グラフ6-4-2】に示されている。峰山町、石垣市ともに認識経路は主に二つに絞られる。すなわち、「新聞・テレビなどのマスコミ記事」、「市役所・町役場の広報誌」である。ただし、法律相談センターの場合と同様、「市役所・町役場の広報誌」による情報収集の割合は両地区では異なり、やはり峰山町の方が高くなっている。このグラフを見る限り、「新聞・テレビなどのマスコミ記事」の影響力は大きいようであるが、マスコミは、事務所の開設など大きな出来事以外は法律相談の記事を扱わない可能性がある。その点、「市役所・町役場の広報誌」は、法律相談の記事を継続的に掲載してくれる可能性のある媒体であるだけに、長期的にはその利用の有無が認知度に大きな影響を及ぼすことも考えられる。今後の公設弁護士事務所の広報にあっては十分に考慮すべき点であろう。

〈74〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

#### 【グラフ6-1】 法律相談センターの認知度

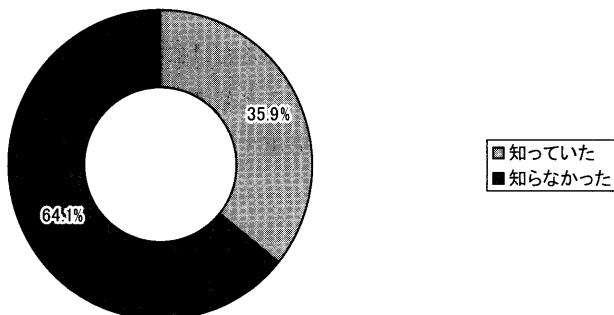
「現在、あなたの住んでいる地区では、毎週月曜日に弁護士会が「丹後法律相談センター峰山相談所」において法律相談を行っていますが、そのことをご存じでしたか。」

#### 【グラフ6-1-1】 法律相談センターの存在（峰山）



「現在、あなたの住んでいる地区では、毎週木曜日に弁護士会が「石垣法律相談センター」において法律相談を行っていますが、そのことをご存じでしたか。」

#### 【グラフ6-1-2】 法律相談センターの存在（石垣）

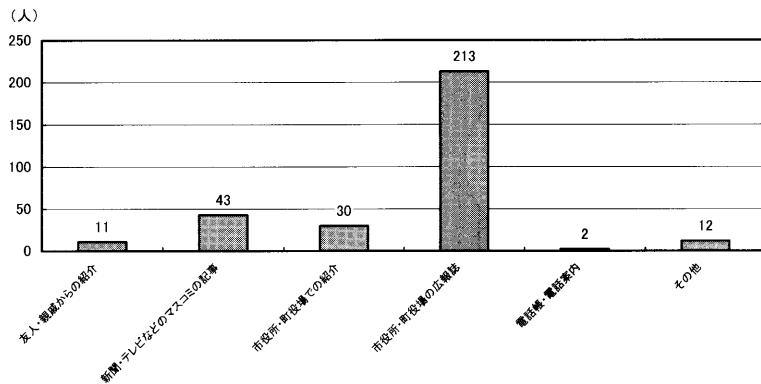


## 【グラフ6-2】法律相談センターを知った経路

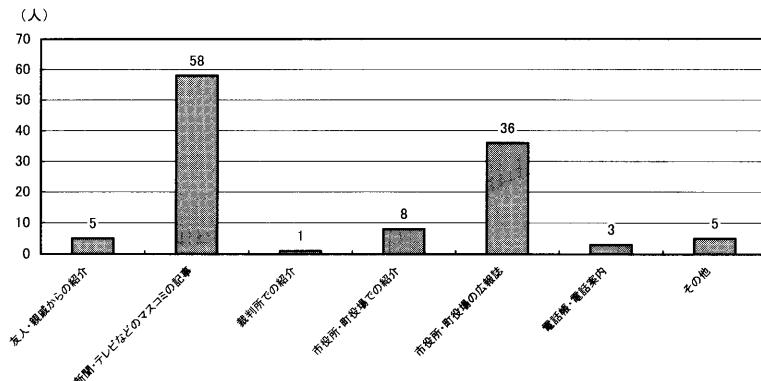
※前問で「知っている」と答えた人に

「どのようにして法律相談センターの存在を知りましたか。」

【グラフ6-2-1】法律相談センターを知った経路（峰山）



【グラフ6-2-2】法律相談センターを知った経路（石垣）

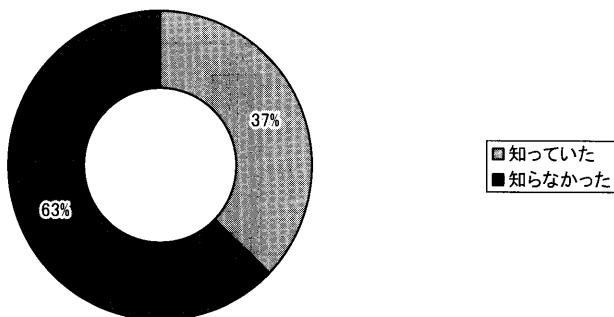


〈76〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

### 【グラフ6-3】公設弁護士事務所の認識

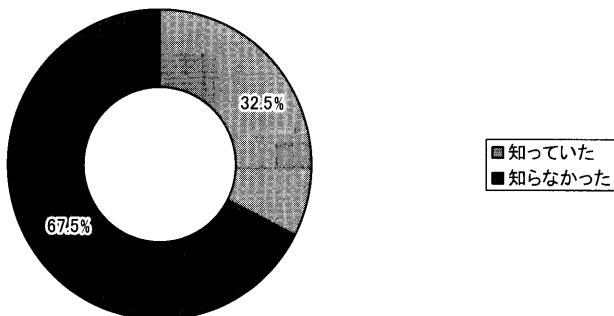
「あなたの住んでいる地区では、今年10月1日から日弁連公設弁護士人事務所「宮津ひまわり基金法律事務所」が開設されていますが、そのことをご存じでしたか。」

#### 【グラフ6-3-1】公設弁護士事務所の存在（峰山）



「あなたの住んでいる地区では、昨年4月から日弁連公設弁護士人事務所「石垣ひまわり基金法律事務所」が開設されていますが、そのことをご存じでしたか。」

#### 【グラフ6-3-2】公設弁護士事務所の存在（石垣）

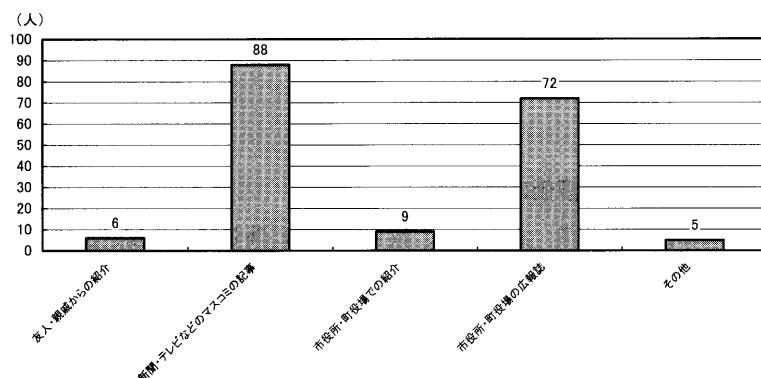


## 【グラフ6-4】公設弁護士事務所を知った経路

※前問で「知っている」と答えた人に

「どのようにして宮津ひまわり基金法律事務所の存在を知りましたか。」

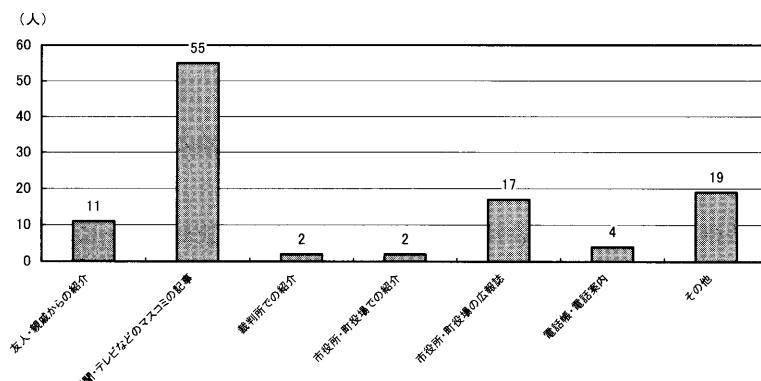
## 【グラフ6-4-1】公設弁護士事務所を知った経路（峰山）



※前問で「知っている」と答えた人に

「どのようにして石垣ひまわり基金法律事務所の存在を知りましたか。」

## 【グラフ6-4-2】公設弁護士事務所を知った経路（石垣）



## IV 調査結果からの示唆と今後の展望

### 1 調査結果からの示唆

これまでの分析から、本調査から導かれる弁護士過疎地域における法律相談センター、公設弁護士事務所設置の効果を要約すれば概ね以下のようにだろう。

#### (1) 法関連意識評価について

- ①地域住民の法意識、訴訟評価、裁判所評価に関していえば、法律相談センター設置の効果は今回の調査では明確な形では計測されなかつた。
- ②法律相談センター設置の効果が幾分見て取れるのは、弁護士評価に関してであり、司法批判期においても、弁護士の評価低下傾向が抑制されたのは、法律相談センター設置の効果による可能性がある。
- ③公設弁護士事務所の設置効果は、法律相談センターの設置効果に比較して顕著である。石垣市では、公設弁護士事務所の設置により、訴訟の機能評価、弁護士評価などの肯定評価が高まる傾向が見えた。

#### (2) 法律相談の利用意思について

- ①法律相談センターの設置は、地域における法律相談の現実の受け入れに一定程度寄与しているものと思われる。
- ②法律相談センターの設置は、地域における法律相談センターにおける相談への期待を高めているものと思われる。
- ③公設弁護士事務所の設置は、地域における法律相談意思を格段に高めている可能性がある。
- ④法律相談センターや公設弁護士事務所での相談など、弁護士による法律相談が拒絶される最も大きな要因は、費用不安である。

⑤公設弁護士事務所の設置は、地域における弁護士による法律相談の阻害要因（費用不安など）を減じる効果を持つ可能性がある。

### (3) 法律相談の認識度と情報経路について

- ①法律相談機関の存否に関する認識は地域により相当異なる可能性が存在する。
- ②法律相談機関の周知に当たって効果を持つのは、マスコミと市町村の広報である。
- ③長期的な情報の伝達手段としては、市町村の広報がより効果的と考えられる。

## 2 今後への示唆

以上の結果から、今後の弁護士過疎対策の展開を考えるに当たっては、次のような点を考えるべきであろう。

### (1) 法律相談センターの設置によって弁護士過疎地域における法律相談は促進される。

法律相談センターの設置は、前記Ⅳの(2)①、②で指摘したように、地域の一定の法律相談を吸収し、法律相談への期待を高める点においては効果がある。ただし、それ以上に、法律関係評価を高めたり、法律相談意思を高める効果は十分ではない。

### (2) 弁護士過疎対策としては、可能であれば公設弁護士事務所の設置を中心と考えるべきである。

単に一定程度の法律相談ニーズの吸収だけではなく、前記Ⅳの(1)③、(2)③、⑤で指摘したように、地域住民の法律関連意識を覚醒し、弁護士の法律相談への抵抗を減じるために、公設弁護士事務所の設置がより

〈80〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

効果的である。

(3) 法律相談センターや公設弁護士事務所の設置後も広報に努める必要がある。

前記IVの(3)①で指摘したように、同じく法律相談センターや公設弁護士事務所を設置した場合も、その後の広報活動いかんによっては、地域住民への認知度が大きく異なる可能性が存在する。それ故、法律相談センターや公設弁護士事務所の設置効果をより高めるためには、市町村の広報を用いるなど、継続した広報活動を行う必要がある。

## 附記

本調査報告は、日弁連法律相談センターへの政策提言を目的に作成されたものであり、その内容は学術的意味ではなお検討の余地を残すものである、しかし、限定された地域に関するものではあるが、このような点に関する経年調査はそれほど多く示されているわけではなく、資料としての価値を考え公刊したものである。読者の方々のご批判をこう次第である。

## 付録

※次頁以下の質問紙は、第3回の峰山町での調査に用いたものである。  
調査票は、各回ごとに質問を付加し、第1回、第2回のものとは多少異なる形になっているが、基本的な質問事項は第1回から第3回まで同じである。

## 法律相談に関する意識調査

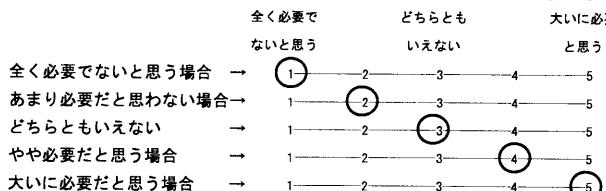
神戸大学 教授 横村 志郎  
名古屋大学 教授 菅原 郁夫

これからみなさんに、法律相談とのかかわりで法律や裁判などについての質問をいたします。日頃感じていることを率直にお答えください。

回答の方法は、以下の通りです。質問ごとに回答欄がありますから、質問文をよく読み、適当だと思う数字を一つだけ選び、○で囲んでください。

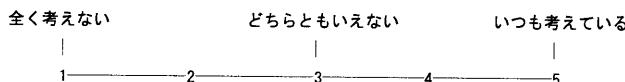
下の例をご参照下さい。

例. 日常生活を営むにあたって、どの程度法律が必要なものだと思いますか。

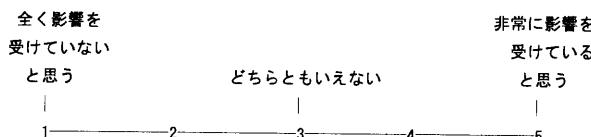


1 はじめに、「法律」に対する印象についてうかがいます。あなたは普段、法律というものをどのように考えていますか。以下の各質問文をよく読んで、適当な数字ひとつにつけてください。

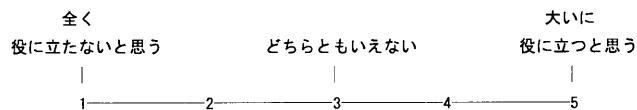
(1) 日常生活においてどの程度法律について考えたり、意識したりすることがありますか。



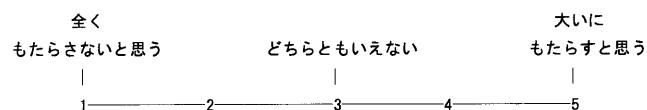
(2) 日常生活はどのくらい法律によって影響を受けていると思いますか。



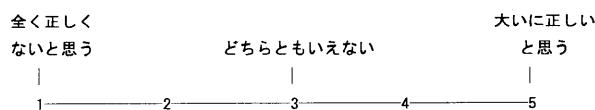
(3) 法律は自分の権利や立場を守るのにどの程度役立つと思いますか。



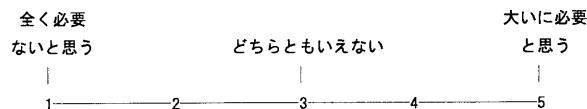
(4) 法律は争いごとについて、どの程度常識的に納得できる解決をもたらしてくれると思いますか。



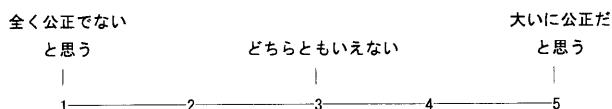
(5) 日本の法律はどの程度正しいことを定めていると思いますか。



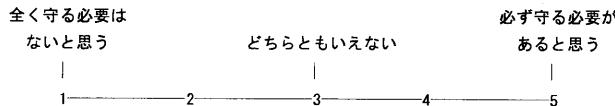
(6) 日常生活を営むにあたって、どの程度法律が必要なものだと思いますか。



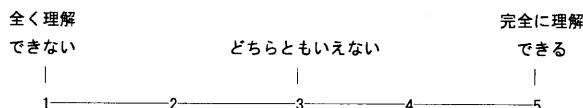
(7) 日本の法律はどの程度公平・公正だと思いますか。



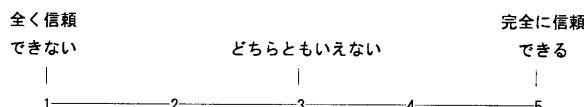
(8) どの程度法律は守られるべきだと思いますか。



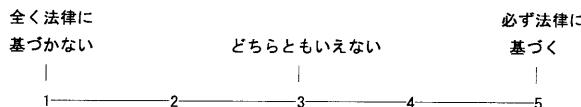
(9) どの程度法律の内容を理解できますか。



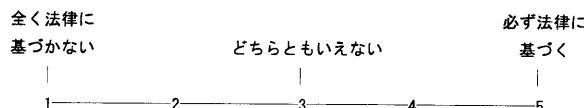
(10) どの程度法律を信頼することができますか。



(11) 日常生活でもめ事が起きたとき、それを法律に基づいて解決しますか。



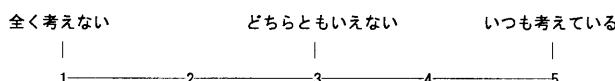
(12) 交通事故や災害によって予想もしないような問題が生じたとき、それを法律に基づいて解決しますか。



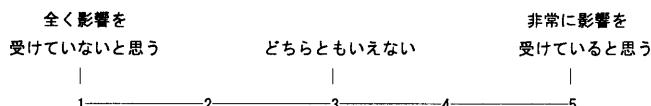
〈84〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

2 次に、「裁判（訴訟）」に対する印象をうかがいます。あなたは、今日日本で行われている裁判一般についてどのようにお考えですか。以下の各質問文をよく読んで、適当な数字ひとつにつけてください。

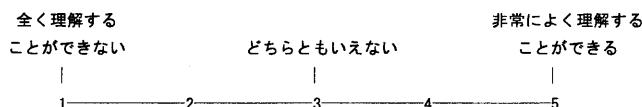
(1) 日頃、裁判のことを考えたり、裁判の役割について意識することがありますか。



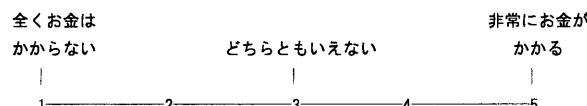
(2) 日頃、裁判によってどの程度日常生活が影響を受けていると思いますか。



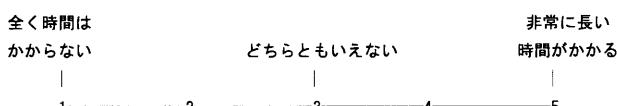
(3) テレビや新聞など、あるいは人から裁判の話を聞き、その手続きや内容を理解することができますか。



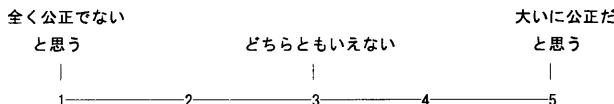
(4) 裁判のための費用についてどのような印象をもっていますか。



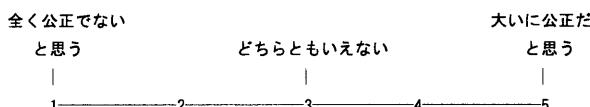
(5) 裁判にかかる時間について、どのような印象をもっていますか。



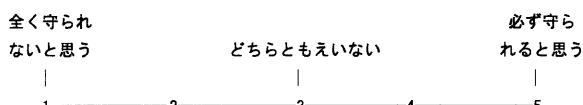
(6) 日本の裁判では公正な判断が下されていると思いますか。



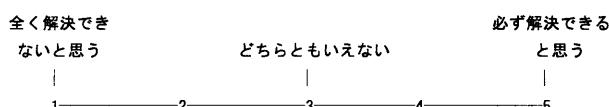
(7) 日本の裁判の手続きややり方は公正なものだと思いますか。



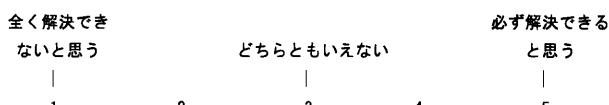
(8) 裁判をすることによって自分の権利や立場が守られると思いますか。



(9) 裁判で現実の争いごとを常識的に納得できる形で解決できると思いますか。

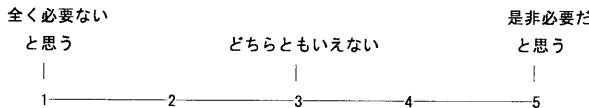


(10) 裁判では争いごとを正しく解決できると思いますか。

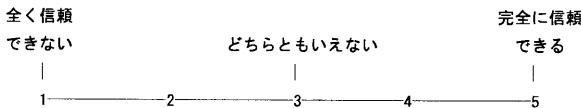


〈86〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

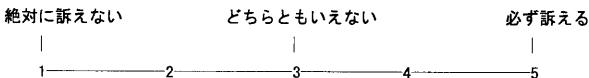
(11) 社会の争いごとを解決するためには裁判が必要だと思いますか。



(12) 裁判で下される判断を信頼できますか。

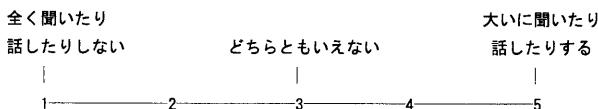


(13) 自分の権利が侵害されたと感じたときには裁判所に訴えますか。

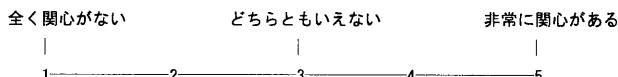


3 ここでは、「裁判所」に対する印象をおききします。あなたは、裁判所という組織をどのようなところだと思いますか。以下の各質問文をよく読んで、適当な数字ひとつにつけてください。

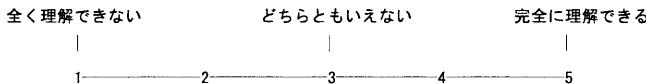
(1) 日頃、裁判所に関する話を聞いたり、その活動について他人と話し合ったりすることはありますか。



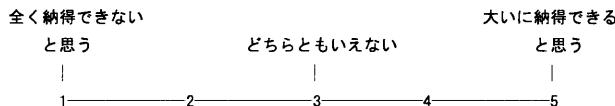
(2) 日頃、裁判所の下す判断にどの程度関心をもっていますか。



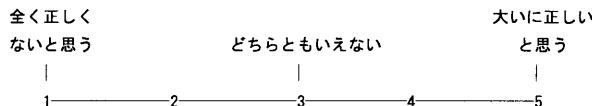
(3) 一般的にいって、裁判所の下す判断をどの程度理解できますか。



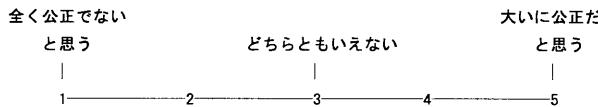
(4) 一般的にいって、裁判所は常識的に見て納得できる判断を下していると思いませんか。



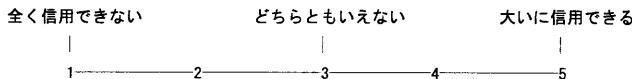
(5) 一般的にいって、裁判所は正しい判断を下していると思いますか。



(6) 裁判所が公平・公正であると思いますか。

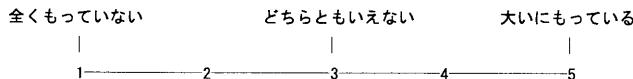


(7) 裁判所を信用できますか。

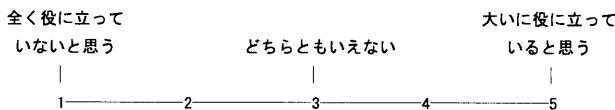


〈88〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

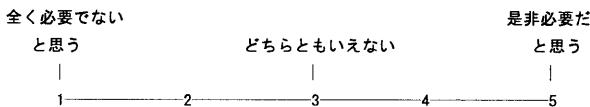
(8) 裁判所に対し、近寄りがたい（親しみにくい）ところといった印象をもっていますか。



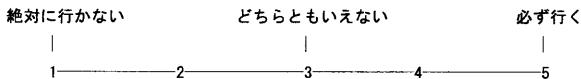
(9) 裁判所がどの程度社会の争いごとを解決するのに役立っていると思いますか。



(10) 争いごとを解決するために裁判所は必要なものだと思いますか。

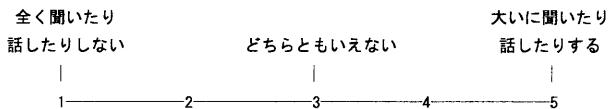


(11) 機会があったら裁判の傍聴に行きますか。

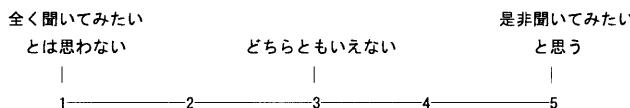


4 ここでは「弁護士」に対する印象についてうかがいます。弁護士という人たちはどのような人たちだと思いますか。以下の各質問文をよく読んで、適当な数字ひとつにつけてください。

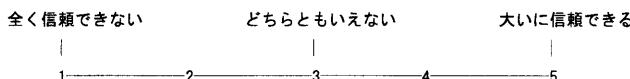
(1) 日頃、弁護士に関する話を聞いたり、その活動について他人と話し合ったりすることはありますか。



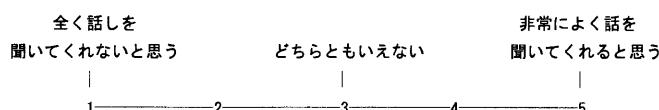
(2) 日頃、弁護士に相談してみたいと思ったり、話を聞いてみたいと思うことがどの程度ありますか。



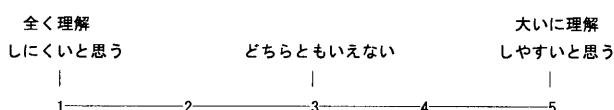
(3) 一般的にいって弁護士は信頼できますか。



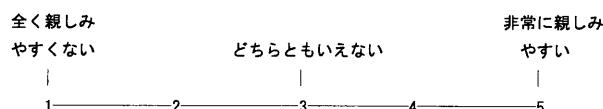
(4) 相談をするために訪れれば、弁護士はあなたの話を聞いてくれると思いますか。



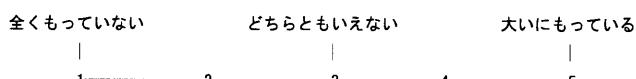
(5) 一般的にいって、弁護士の話すことは理解しやすいと思いますか。



(6) 一般的にいって、弁護士はあなたにとって親しみやすい存在ですか。

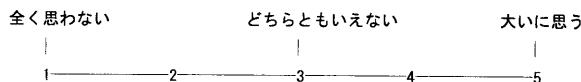


(7) 一般的にいって、弁護士に対して、近寄りがたい（親しみにくい）といった印象を持っていますか。

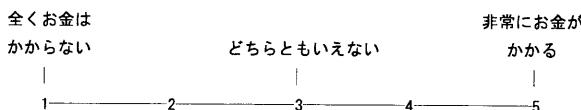


〈90〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

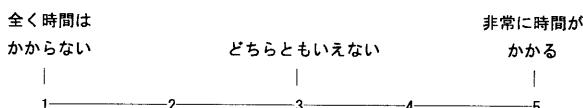
(8) 一般的にいって、弁護士は常識的な考え方や行動をとると思いますか。



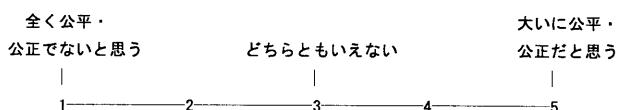
(9) 弁護士に争いごとの解決を頼む費用についてどのような印象を持っていますか。



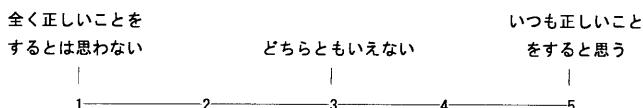
(10) 弁護士に争いごとの解決を頼むと決着がつくまでにかかる時間についてどのような印象を持っていますか。



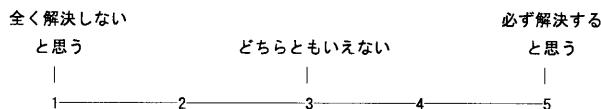
(11) 弁護士は公平・公正であると思いますか。



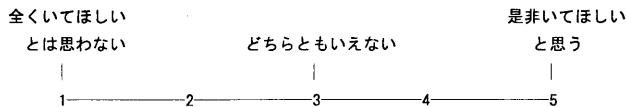
(12) 弁護士はいつも正しいことをすると思いますか。



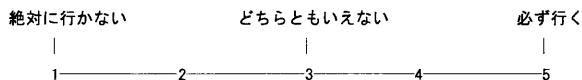
(13) 弁護士に頼むと争いごとがうまく解決すると思いますか。



(14) 近くに相談できる弁護士がいてほしいと思いますか。



(15) あなたは法律問題を抱えることになれば、弁護士に相談にいきますか。



〈92〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

5 普段の生活のなかでも、交通事故にあったり、貸したお金を返してもらえないなど「法律問題」に直面することがあります。そのようなときにどのように対応するかについてうかがいます。以下の各質問文をよく読んで、適当な数字ひとつにつけてください。

(1) あなたは過去5年間に法律問題に直面したことがありますか。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| 1. ある (具体的に : ) | → (4) へ |
| 2. ない }         |         |
| 3. わからない }      |         |

(※「ある」と答えた方だけに)

(2) そのことについて誰かに相談しましたか。

- |       |                |
|-------|----------------|
| 1. した | 2. しない → (4) へ |
|-------|----------------|

(※「した」と答えた方だけに)

(3) そのことについて誰に相談しましたか。

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 1. 親族       | 6. 弁護士                       |
| 2. 友人       | 7. 弁護士以外の専門家<br>(司法書士・税理士など) |
| 3. 職場の上司・同僚 | 8. 法律相談センター                  |
| 4. 警察       | 9. その他 [具体的に ]               |
| 5. 議員       |                              |

→ (5) へ

(※(1)で「ない」「わからない」と答えた方、(2)で「しない」と答えた方だけに)

(4) もし重要な法律問題に直面したとき、誰に相談しますか。

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 1. 親族       | 6. 弁護士                       |
| 2. 友人       | 7. 弁護士以外の専門家<br>(司法書士・税理士など) |
| 3. 職場の上司・同僚 | 8. 法律相談センター                  |
| 4. 警察       | 9. その他 [具体的に ]               |
| 5. 議員       |                              |

(※再び全員におたずねします)

- (5) 他人との間で、買った物が壊れていた、交通事故にあった、貸したお金を返してもらえないなどの争いごとが生じたとき、どのような解決方法をとるのが好ましいと思いますか。

	全く 好ましくない	どちらとも いえない	大いに 好ましい
1 白黒をはっきりさせる	1-----2-----3-----4-----5		
2 円満な解決をはかる	1-----2-----3-----4-----5		
3 他の人に知られないようにする	1-----2-----3-----4-----5		
4 公正な解決をはかる	1-----2-----3-----4-----5		
5 迅速な解決をはかる	1-----2-----3-----4-----5		
6 お金をかけずに解決する	1-----2-----3-----4-----5		
7 法律にしたがった解決をする	1-----2-----3-----4-----5		
8 相手との対立をさける	1-----2-----3-----4-----5		
9 常識にしたがった解決をする	1-----2-----3-----4-----5		
10 自分の有利な解決をする	1-----2-----3-----4-----5		
11 じっくり時間をかけて解決を図る	1-----2-----3-----4-----5		

- (6) 現在、あなたの住んでいる地区では、毎週月曜日に弁護士会が「丹後法律相談センター峰山相談所」において法律相談を行っていますが、そのことをご存じでしたか。

1 知っていた      2 知らなかった

- ↓  
(7) 前記(6)で「1」に○をした方は、どのようにして法律相談センターの存在を知りましたか

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1. 友人・親戚からの紹介  | 2. 新聞・テレビなどのマスコミの記事 |
| 3. 裁判所での紹介     | 4. 市役所・町役場での紹介      |
| 5. 市役所・町役場の広報誌 | 6. 電話帳・電話案内         |
| 7. その他（具体的に：   | )                   |

〈94〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

(8) あなたの住んでいる地区では、今年 10 月 1 日から日弁連公設弁護士人事務所「宮津ひまわり基金法律事務所」が開設されていますが、そのことをご存じでしたか。

1 知っていた

2 知らなかった

(9) 前記(8)で「1」に○をした方は、どのようにして宮津ひまわり基金法律事務所の存在を知りましたか。

- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| 1. 友人・親戚からの紹介  | 2. 新聞・テレビなどのマスコミの記事 |
| 3. 裁判所での紹介     | 4. 市役所・町役場での紹介      |
| 5. 市役所・町役場の広報誌 | 6. 電話帳・電話案内         |
| 7. その他（具体的に：   | )                   |

(10) 今後、あなたが法律問題を抱えたときに、あなたの住んでいる地域の法律相談センターやひまわり基金法律事務所に相談に行ってみようと思いますか。

全く行かない

と思う

どちらともいえない

是非

行こうと思う

|

|

|

1

2

3

4

5

(11) 前記(10)で「1 から 3」のいずれかに○をした方は、その理由を最も当てはまる順に 3 つ番号で下の回答欄にお書き下さい。

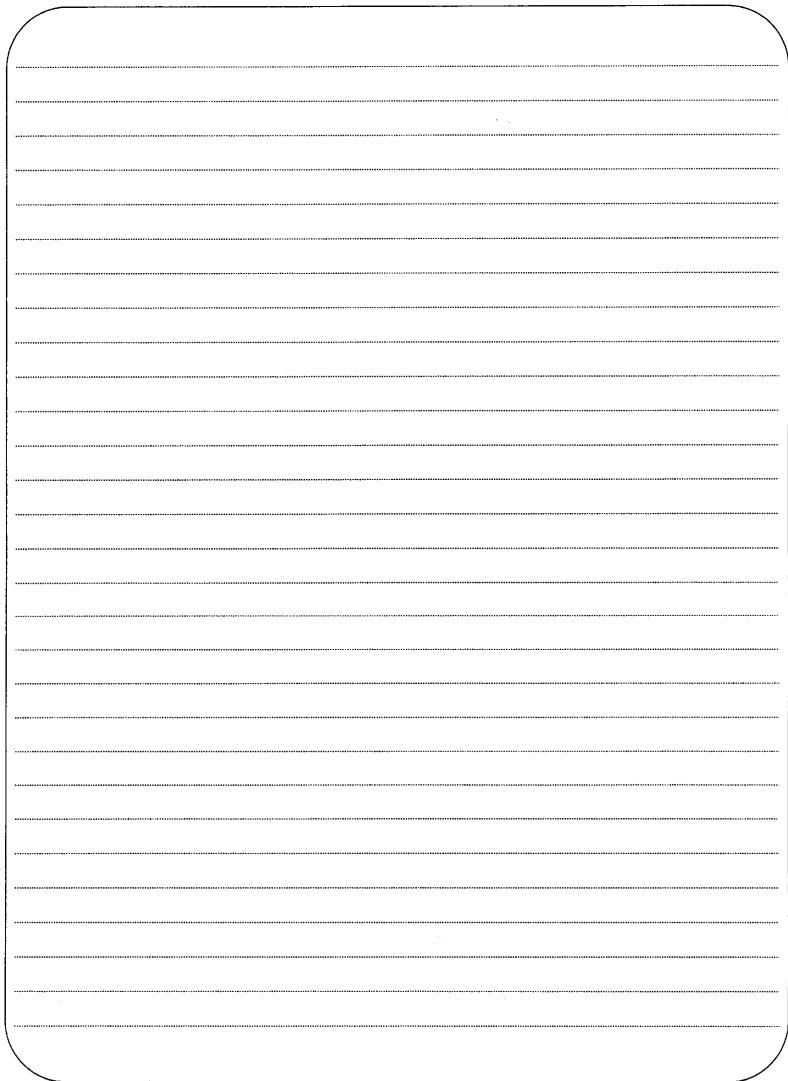
- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 1. 面倒くさいから        | 6. 弁護士以外に相談するから   |
| 2. 近づきたくないから      | 7. 自分で解決したいから     |
| 3. 費用がかかりそうだから    | 8. 問題を表沙汰にしたくないから |
| 4. 話を聞いてくれそうにないから | 9. 相談しても無駄だと思うから  |
| 5. 話が難しそうだから      | 10. その他           |

回答欄

1 番目 2 番目 3 番目

--	--	--

(12) あなたのお住まいの地区に法律相談センターやひまわり基金法律事務所にどのようなことを望みますか。以下の空欄に自由にお書き下さい。



This block contains a large, empty rectangular area with rounded corners, designed to look like a sheet of lined paper. Inside this area are 20 horizontal dotted lines spaced evenly apart, intended for respondents to write their answers to the question above.

〈96〉 弁護士過疎地域における法律相談センターおよび公設弁護士事務所の機能に関する実態調査（菅原）

6 最後にあなた自身についてうかがいます。差し支えのない範囲で結構ですのでお知らせ下さい。

(1) あなたの性別

- |       |       |
|-------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
|-------|-------|

(2) あなたの年齢

満 

--	--	--

 歳

(3) あなたの職業

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 会社員        | 5. 無職     |
| 2. 公務員        | 6. その他    |
| 3. 自営業        | (具体的に : ) |
| 4. 主婦（パートも含む） |           |

(4) あなたの学歴

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1. 中学卒      | 4. 大学・大学院卒 |
| 2. 高校卒      | 5. その他     |
| 3. 短大・専門学校卒 | (具体的に : )  |

(5) これまでに法律相談を受けたことがありますか。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 1. ない | 2. ある ( ) 回 |
|-------|-------------|

(6) これまでに裁判をした経験がありますか。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 1. ない | 2. ある ( ) 回 |
|-------|-------------|

(7) これまでに裁判を傍聴したことがありますか。

- |       |             |
|-------|-------------|
| 1. ない | 2. ある ( ) 回 |
|-------|-------------|

(8) 弁護士の知り合いの有無

- |       |             |
|-------|-------------|
| 1. ない | 2. ある ( ) 回 |
|-------|-------------|

以上で質問は、すべて終了です。ご協力誠にありがとうございました。